





玉東町
総合計画
後期
2021.4-2031.3



ごあいさつ

令和3年3月に策定した第6次玉東町総合計画は、「一人ひとりが手を取りあい、未来へ向かって挑戦するまち」を将来像に掲げ、住民の皆さまとともに歩んだ5年間でありました。

前期基本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの大きな変化、世界的半導体企業の菊陽町への進出、そしてウクライナ避難民の受け入れなど、本町を取り巻く環境は大きく変化しました。こうした変化の中にあっても、地域優良賃貸住宅※アベニール木葉や新たな分譲地整備などによる定住促進施策を進め、転入者が転出者を上回る人口の「社会増※」を継続し、若い世帯を中心とした新たな活力が生まれていることは、住民の皆さまとともに積み重ねてきた成果であると感じています。

また、築74年が経過した庁舎の建て替えも実現し、この5年間で着実に玉東町を前進させることができました。

一方で、令和7年8月10日からの大雨は、町全体に甚大な被害をもたらしました。改めて自然災害の脅威を痛感するとともに、いざというときの地域の絆と助け合いがいかに大切であるかを深く認識いたしました。この経験を教訓として、防災・減災対策の抜本的な強化を後期基本計画の重要な柱に据えています。

このたび策定した「第6次玉東町総合計画 後期基本計画」は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とし、前期の成果と課題を踏まえながら、玉東町のさらなる前進に向けた施策を取りまとめたものです。

また、令和9年には西南戦争終結150年という大きな節目を迎えます。国内最後の内戦の舞台となったこの地に暮らす私たちだからこそ、先人たちの歩みに思いを馳せ、平和のありがたさをあらためて見つめ直す機会としてまいります。その記憶を次の世代へと語り継いでいくことも、玉東町の大切な役割だと考えています。

そして、前期の5年間で積み上げてきた成果を土台に、後期の5年間はさらに一步踏み込んだまちづくりを進めてまいります。時代がどのように変わろうとも、住民の皆さまの笑顔と安心した暮らしを守ることが、町政の原点です。その思いを胸に、住民の皆さまとともに歩み続けることをお約束いたします。

結びに、策定にあたりご尽力いただいた町民の皆さま、審議会委員の皆さまに心から感謝申し上げ、引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます。



玉東町長
前田 彬洋

目次



第Ⅰ編 序章

第1章 第6次総合計画の概要	1
(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画の構成と期間	1
第2章 基本構想	2
(1)玉東町の将来像	2
(2)まちの将来像の実現に向けて	3
(3)基本目標	4
第3章 後期基本計画の策定にあたって	6
(1)玉東町の現状	6
(2)町民の意向	11
(3)玉東町を取り巻く社会の課題	17
(4)後期基本計画の策定方針	20

第Ⅱ編 後期基本計画

第1章 後期基本計画の体系	23
第2章 基本計画	25
基本目標Ⅰ：まちなか環境と自然環境が調和した住みやすいまちづくり	25
基本目標Ⅱ：未来を拓き、次代を担う人材を育むまちづくり	35
基本目標Ⅲ：すべての人が生き生きと人生を謳歌できるまちづくり	41
基本目標Ⅳ：地域の特性を生かした、活力と魅力にあふれるまちづくり	49
基本目標Ⅴ：自助・共助・公助の連携で未来をつくるまちづくり	58

第Ⅲ編 資料編

(1)計画策定体制	65
(2)計画策定経緯	65
(3)玉東町振興計画審議会設置条例	66
(4)玉東町第6次振興計画審議会委員名簿	68
(5)諮問	69
(6)答申	69
(7)用語解説	70
(8)SDGsと総合計画の分野別関連表	75



第 I 編

序章

- ◆ 第 1 章 第 6 次総合計画の概要
- ◆ 第 2 章 基本構想
- ◆ 第 3 章 後期基本計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

本町では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第6次玉東町総合計画において、「一人ひとりが手をとりあい未来へ向かって挑戦するまち」を将来像に掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを展開しています。

前期基本計画期間には、令和元年末から大流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルが多様化し、テレワークやオンライン会議などデジタル技術の活用が進み、リモートワーク※の浸透で大都市から地方へ移住する動きも広がっています。

また、令和3年には菊陽町に世界的半導体企業が進出、令和4年からはウクライナ避難民の受入れを行っており、町内を取り巻く環境は変化しています。

特に本町においては、令和7年に「令和7年8月10日からの大雨」が発生し、町全体に甚大な被害をもたらしました。地域防災のあり方を抜本的に見直す必要に迫られました。

今回、この5年間に生じた環境の変化を踏まえて、第6次総合計画前期基本計画の見直しを行い、令和8年度から令和12年度までに取り組む主要な施策をとりまとめた後期基本計画を策定します。

(2) 計画の構成と期間

第6次玉東町総合計画は「基本構想」と「基本計画」で構成されています。

基本構想

基本構想は、玉東町の目指すべき将来像及び政策の大綱等を示すものです。
基本構想の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための具体的な施策及び基本事業を体系化したものです。社会情勢の変化等に応じて中間見直しを行います。

基本計画の期間は、前期5年・後期5年の10年間で、後期基本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間です。

(1) 玉東町の将来像

私たちのまち“ぎょくとう”には、古くは縄文時代にはじまる歴史や、近代日本の礎となった西南戦争遺跡をはじめとする歴史文化遺産、豊かな実りをもたらしてくれる自然環境、ベッドタウンとして最適な交通利便性と立地など、さまざまな魅力があふれています。

まちを支えてきた先人たちの想いや誇りを受け止め、玉東町の「さまざまな魅力」を固有の財産と捉え、わたしたちすべての住民が“ぎょくとう”のまちづくりに関わり、わたしたち一人ひとりの誇りと挑戦で未来を創造できるまちづくりに取り組み、独自の輝きにより多くの人々を惹きつけるまちとなることを目指します。

わたしたちのまちへの愛着と誇りを礎に、新たな挑戦により、これからの玉東町を築いていくため、次のとおり将来像を定めます。

一人ひとりが手を取りあい、未来へ向かって挑戦するまち



(2) まちの将来像の実現に向けて

まちの将来像「一人ひとりが手を取りあい、未来へ向かって挑戦するまち」の実現に向けて、次の 3 つの方針に基づいてまちづくりに取り組んでいきます。



方針 1

誰もが幸せを実感できるまちづくり(人口減少対策の視点)

- 玉東町は、熊本市・玉名市に隣接し、主要交通機関として JR(木葉駅)が利用できるとともに町内全域を無料循環バスが運行するなど、交通の利便性に恵まれた暮らしやすい環境にあります。
- 安心して子育てができ、充実した教育・福祉政策により生活に生きがいを持てるこのまちで、まちの主演となる住民が、働き、暮らし、楽しみ、ふれあい、学ぶことができる豊かな人生を実感できる“ぎよくとう”づくりを展開します。



方針 2

みんなで進める共創のまちづくり(地域共生社会構築の視点)

- 一人ひとりがまちづくりの主演としての役割と責任を担い、行動していくことが、まちへの愛着や誇りを高めると信じます。
- 住民、団体、企業、地域、行政等といった多様な主体が連携し、相互に助け合いながら協力しあう協働をさらに進め、新たなまちの魅力や地域の価値を高め、まちの未来を共に創り上げていく“共創のぎよくとう”づくりを展開します。



方針 3

新たな人材や価値を生み出す創造のまちづくり (持続可能なまちづくりの視点)

- まちの魅力に誇りを持ち、まちを愛するところを備えた「未来の人材」の育成に力点を置くとともに、新たな時代に対応したまちづくりには、玉東町において留意すべき社会環境動向を的確に捉え、グローバル※化、DX※、技術革新、SDGs※、Society5.0※等に対応してさまざまなデータを活用し、エビデンスに基づき政策を立案することで、イノベーションにつながる“ぎよくとう”づくりを展開します。

(3) 基本目標

玉東町の将来像を実現するための、「基本目標」を次のとおり定めています。

基本目標 I

まちなか環境と自然環境が調和した住みやすいまちづくり

- 発展していくまちの形成に向けて、多様な都市機能や居住機能を「駅を中心としたまちなか拠点」へと集約させることにより、まちの快適性・利便性・安全性を効率的に確保し、高齢者や子育て世帯など幅広い世代の誰もが住んでみたいと思えるまちづくりを目指します。そして、この「駅を中心としたまちづくり」により、利便性の高い定住促進のまちとしての認知度向上を図り、長期的な人口の社会増※を目指します。
- 森林、河川、農地などを保全・活用し、環境負荷の少ない地域社会づくりを進めながら、自然と調和した良好な住環境の形成を図ります。
- 自然災害に対する防災や減災対策、危機管理体制の強化をはじめ、消防や救急体制、防犯対策、交通安全対策など住民の生命や財産を守る環境整備により、安全に安心して暮らすことのできるまちを目指します。

基本目標 II

未来を拓き、次代を担う人材を育むまちづくり

- 子育て支援、学校教育などの充実を図り、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うことで安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。
- 家庭・地域・学校などの連携のもと、子どもたちの健全な育成をまち全体で支え、子どもたちが育ちと学びの中で生涯にわたって郷土文化を愛する「こころ」と、未来を切り拓くための「ちから」を備えることができる“たくましい人材育成”に取り組み、未来へ輝く人材を育むまちを目指します。

基本目標 III

すべての人が生き生きと人生を謳歌できるまちづくり

- 人生 100 年時代に向け、支援が必要な人を地域全体で支え助け合う体制づくりを進めるとともに、誰もが自分らしい人生を送るため、若年期からの健康づくりや介護予防など、健康寿命※の延伸に取り組みます。
- 少子高齢社会の進展や地域連携の希薄化など、さまざまな課題が山積する中、安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現するため、地域包括ケアシステム※における保健・医療・介護・福祉サービスが充実したまちを目指します。

基本目標 IV

地域の特性を生かした、活力と魅力にあふれるまちづくり

- まちの活力の維持・向上を図るためには、産業経済の発展は不可欠であり、販わいづくりや居住地として選ばれるための仕事づくりという観点からも、産業振興は重要な施策です。
- 県内有数の果樹の産地を生かし、基幹産業である農産品のブランド化や意欲ある担い手の支援などの農業振興、商工業・サービス業、雇用・労働環境など企業の経営基盤の強化・事業継承の安定化と、若い世代が安心して働ける職場の創出を目指します。
- さらに、自然・歴史・文化などの地域資源を生かした観光等の販わいづくりや、まちの魅力発信に取り組むことで、町内外の人々が魅力を感じ、「暮らしたい」「働きたい」「訪れたい」と思える活力と販わいのあるまちを目指します。

基本目標 V

自助・共助・公助の連携で未来をつくるまちづくり

- 平和と人権を尊重し、性別や年齢、国籍、障がいの有無、価値観の違いなどに関わりなく、互いに認め合いながら住民・事業者・団体など多様な主体が参画し、共創による地域づくり・まちづくりを推進します。
- 「自分たちのまちを、自分たちで守る」という当事者意識を育て、地域コミュニティを構成する多様な主体が責任と役割を認識し、自助・共助・公助※を適切に組み合わせながら相互の連携と協力による協働のまちづくりを推進し、つながりとふれあいのあるまちを目指します。
- 行財政改革や公共施設の適正管理、情報通信技術の活用、近隣市町との広域連携、住民や事業者との協働などにより、組織や業務の効率化、サービスの向上などを図り、健全で安定した行財政運営に努め、持続的に質の高い住民サービスを提供できるまちを目指します。

(1)玉東町の現状

①玉東町の特性

玉東町は、熊本県の北部、玉名郡の南東部に位置し、東は熊本市、北は山鹿市、玉名市及び和水町に接しています。

地形は、周囲を山に囲まれ、町の中央部が盆地となっており、中央部から北西に向かって木葉川が流れ、菊池川に合流しています。田畑、山林の割合が多く、産業は農業が主体で、町南部は、隣接する熊本市及び玉名市とともに金峰山オレンジベルトを形成するみかんの中核的生産地です。他にも、なし、すいか、ハニーローザなどの生産も盛んです。

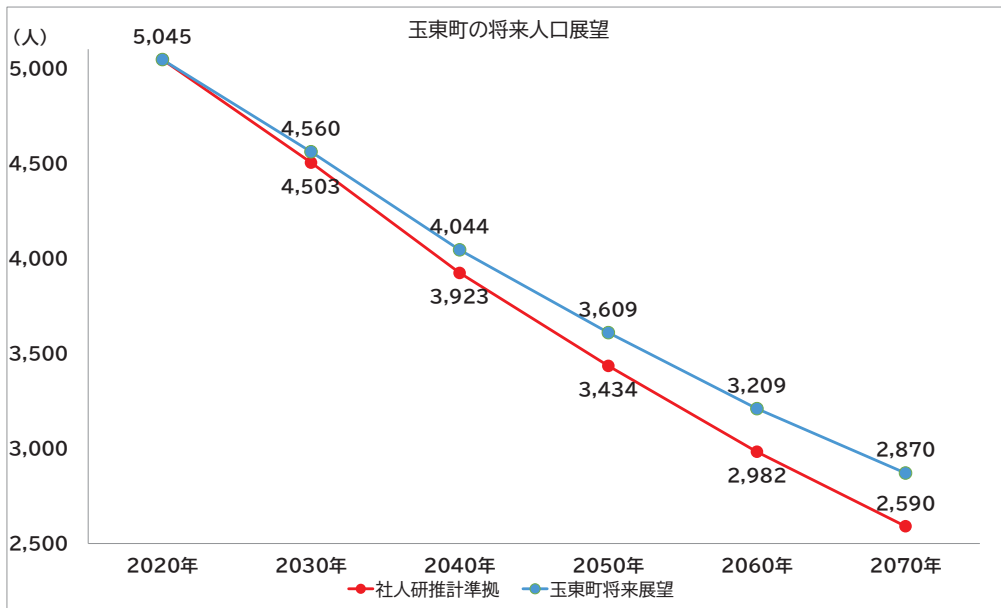
また、あらゆる時代の史跡が多く残っており、古くからある神社仏閣がまちなみに溶け込んでいます。特に本町は、国内最後の内戦である西南戦争(明治10年)の舞台となったことから町域には多くの西南戦争遺跡があり、その内7ヶ所が国史跡として指定を受けています。

②人口動態

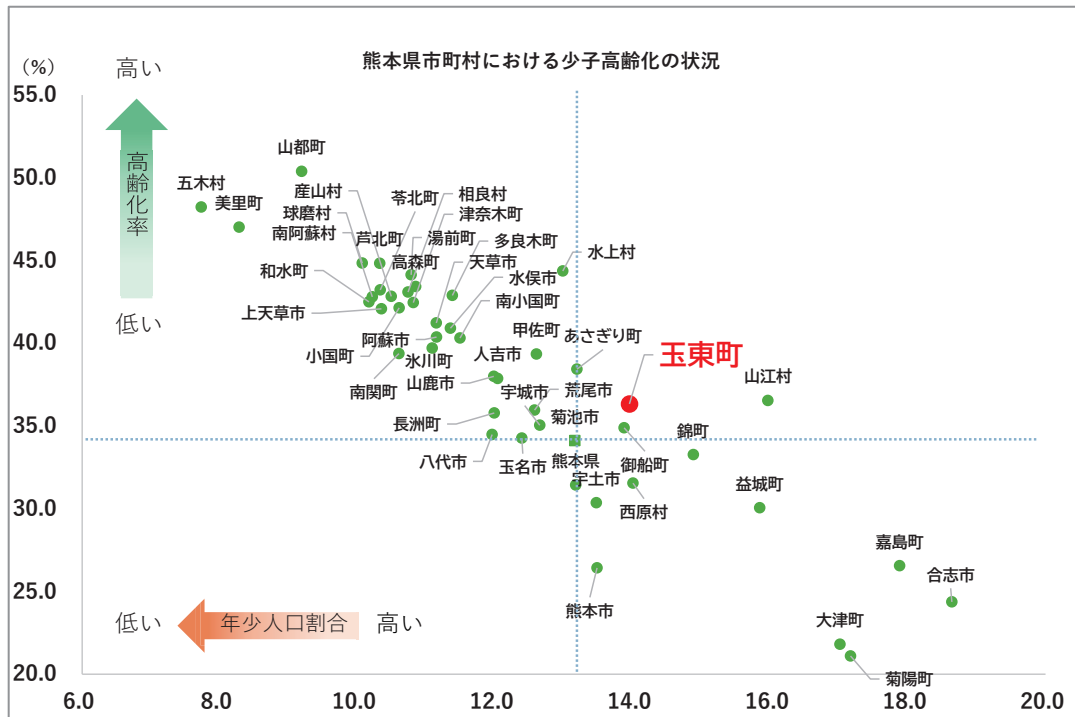
社人研^{*}の推計によると、令和52年(2070)の本町の人口は2,590人まで減少すると予測されていますが、玉東町人口ビジョン(2024年度改訂後)では将来人口展望を2,870人としており、社人研^{*}の推計値より280人の増加を見込んでいます。

また、玉東町の高齢化率は他市町村と同様に高い傾向にありますが、年少人口割合は熊本県平均より高く、若い世代が多く居住していることから、住民・行政一体となり推進した施策の効果といえます。

今後も人口減少によるさまざまな課題の影響を最小限に食い止めつつ、本町の持つ強みを生かし、さらに魅力的で持続可能なまちを目指した取組をより一層進める必要があります。



資料:玉東町人口ビジョン(2024 年度改訂版)(2025.3)

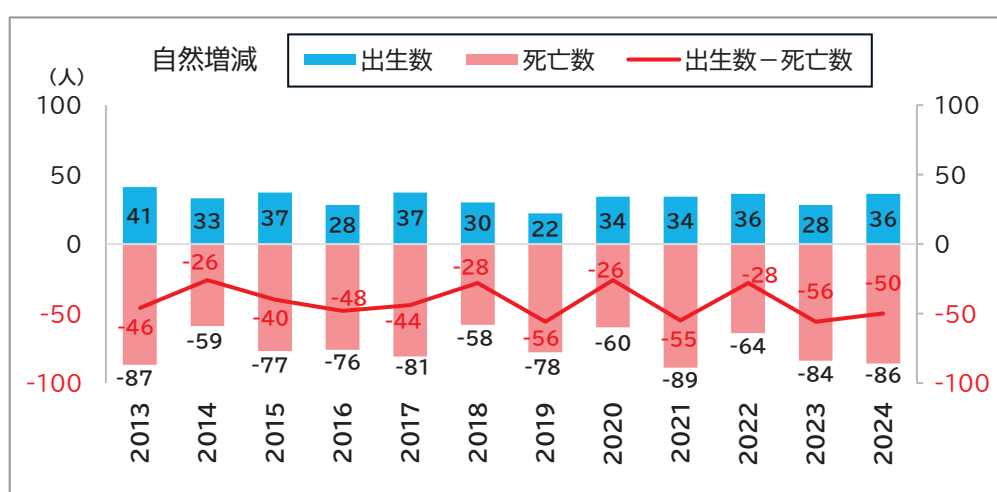


資料:令和2年国勢調査※

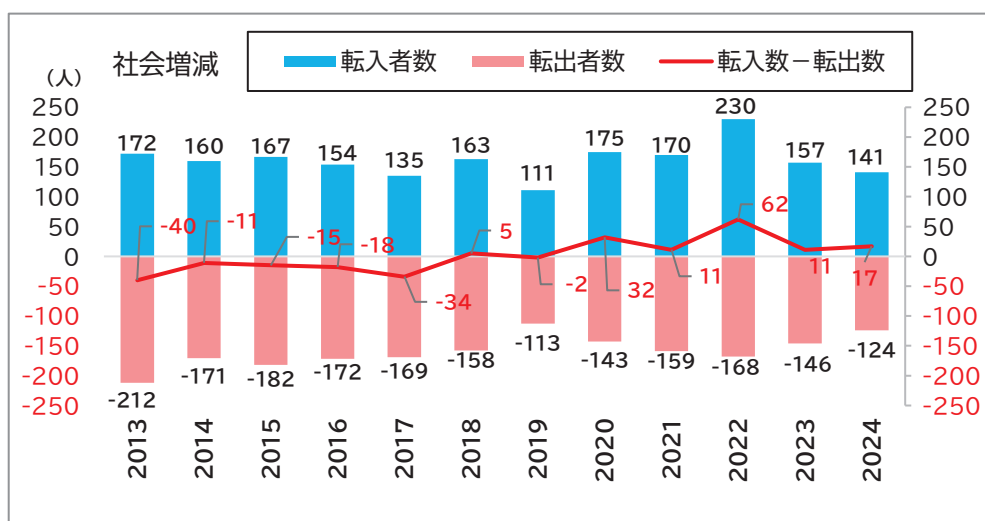
③人口の社会増減と自然増減

本町の出生・死亡の推移をみると、死亡数が出生数を上回る「自然減※」となっており、令和 6 年(2024)は出生数 36 人に対し、死亡数 86 人で 50 人の自然減※となっています。5 年前と同様に自然減※が続いています。

転入・転出の推移をみると、近年においては転入数が転出数を上回る「社会増※」となっており、令和 6 年(2024)は転入数 141 人に対し、転出数 124 人で 17 人の社会増※となっています。5 年前に比べて社会増※に転じており、住宅施策等の効果による若い世帯をはじめとする転入者の増加による影響といえます。



資料:「住民基本台帳人口移動報告」(総務省)

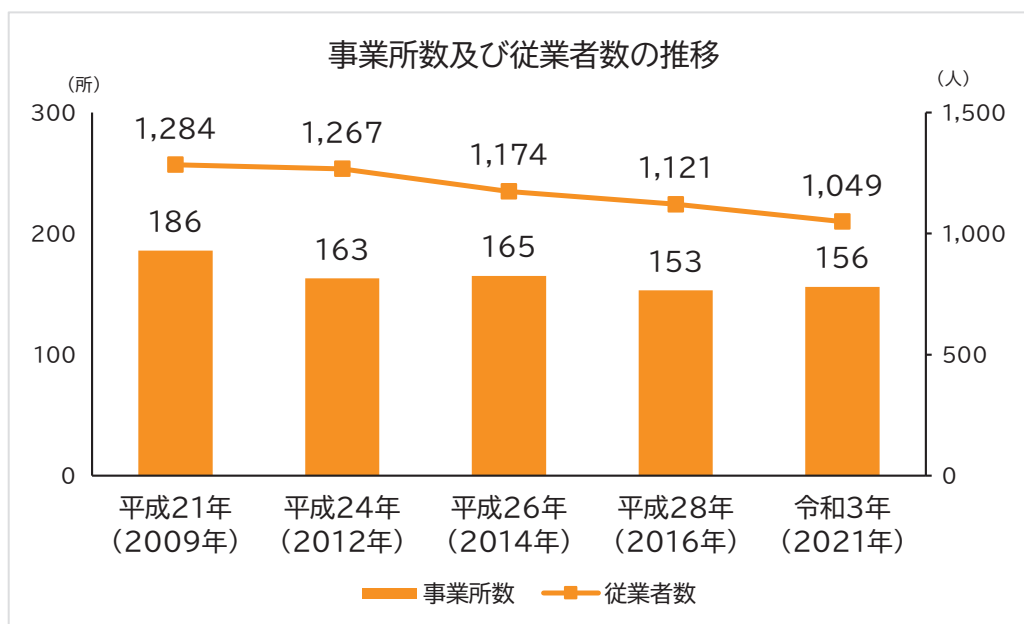


資料:「住民基本台帳人口移動報告」(総務省)

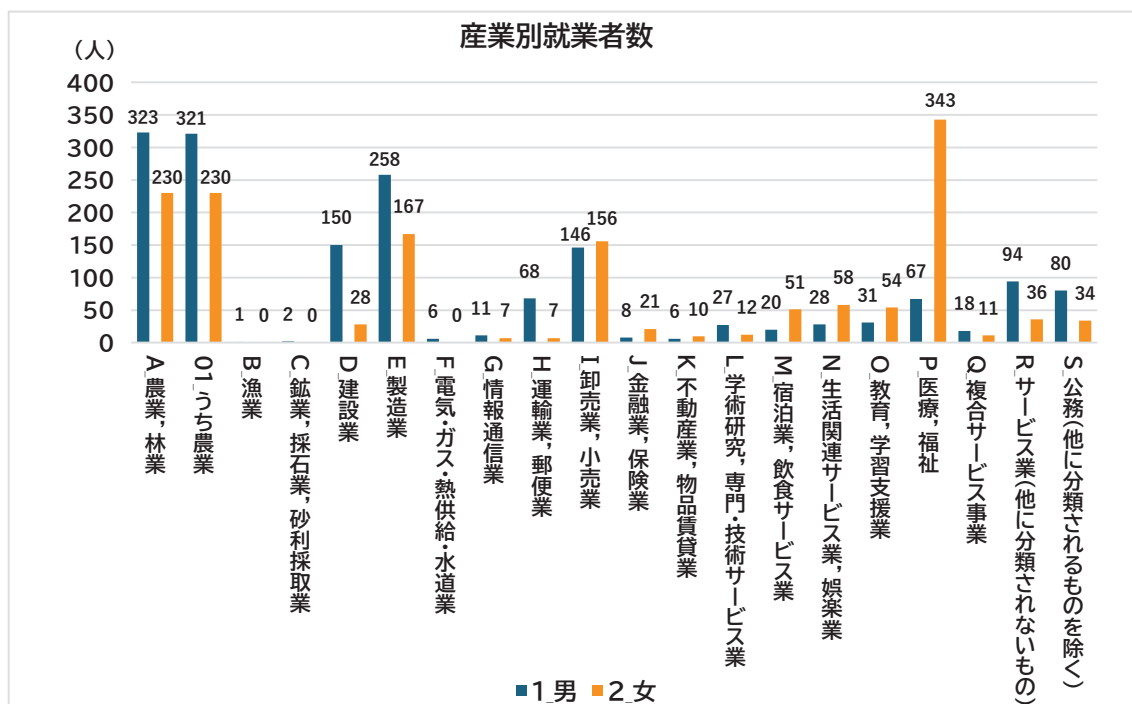
④産業の状況

玉東町の事業所数は横ばい傾向、従業者数は減少傾向にあります。

産業別就業者数は、男女とも農業が多くなっています。性別で見ると、男性就業者では製造業が多く、女性就業者では医療・福祉が多くなっており、5年前と同じ傾向となっています。



資料:「経済センサス」(総務省)

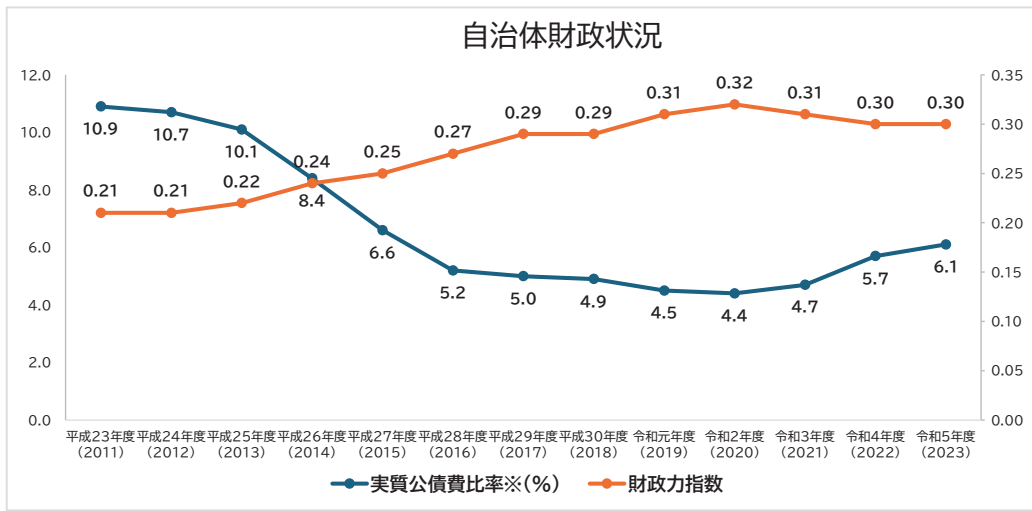


資料:「国勢調査※」(2020) (総務省)

⑤ 財政の状況

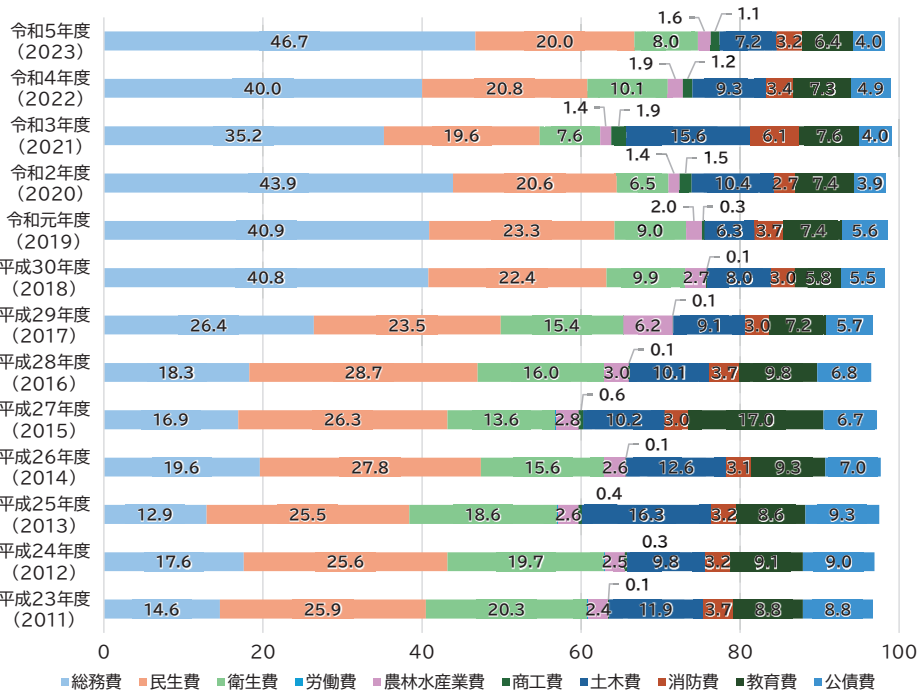
玉東町の財政力指数※は近年において横ばい傾向となっており、令和 5 年度(2023)においては 0.30 となっています。各年度における予算内訳については、近年、総務費の割合が高く、次いで民生費となっています。5 年前から財政力指数※、予算内訳の傾向は変化していません。

今後、高齢化の進行や生産年齢人口の減少を背景に、税収入の減少や社会保障関係経費の増大等による財源不足が懸念されます。



資料:「市町村決算カード」(総務省)

年度予算内訳



資料:「市町村決算カード」(総務省)

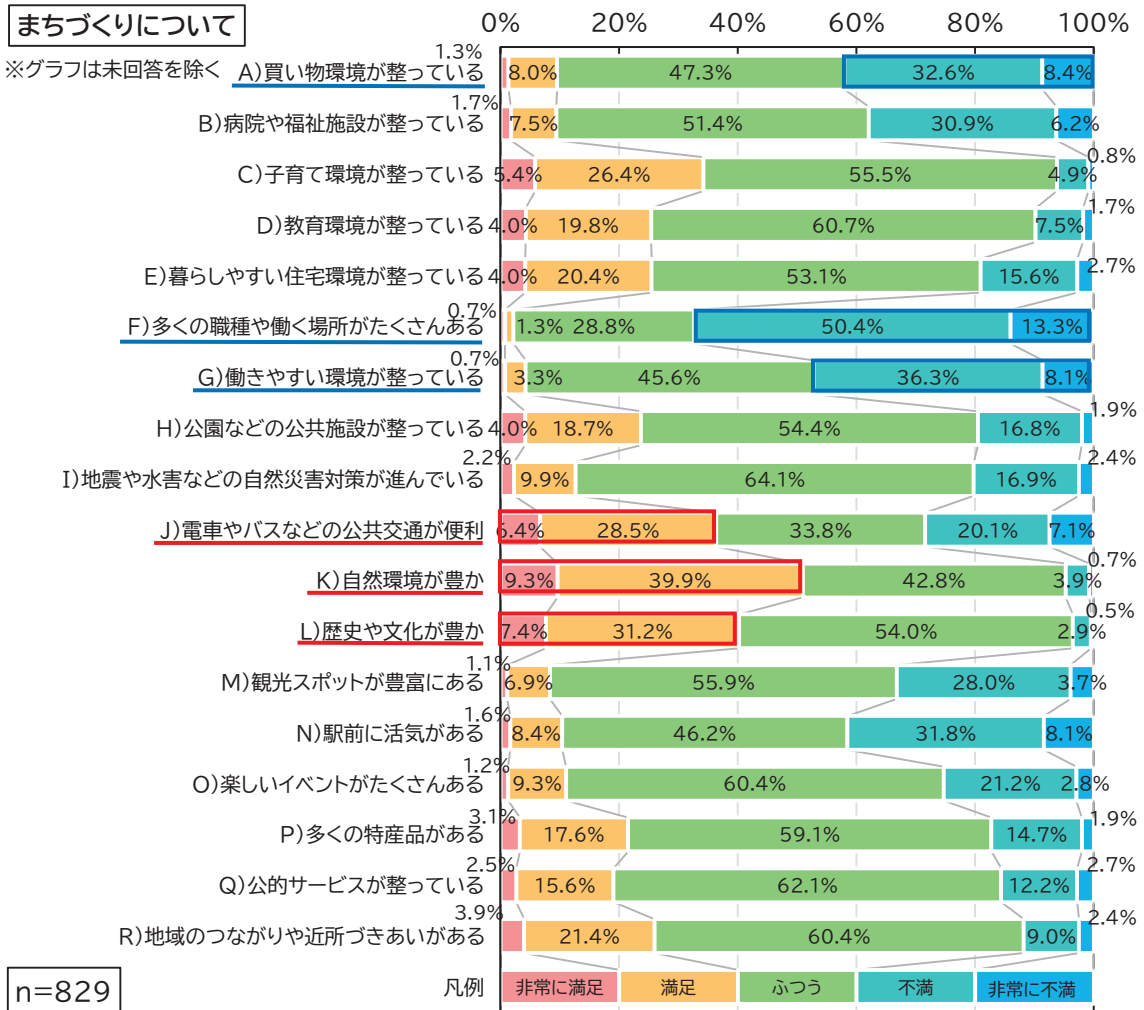
(2) 町民の意向

① 町民満足度

令和6年度に実施した「玉東町まちづくりに関するアンケート」で一般住民に満足度を尋ねたところ、「自然環境が豊か」「歴史や文化が豊か」「電車やバスなどの公共交通が便利」の満足度が高くなっています。中学生では、「自然環境が豊か」「歴史や文化が豊か」「教育環境が整っている」の満足度が高くなっています。

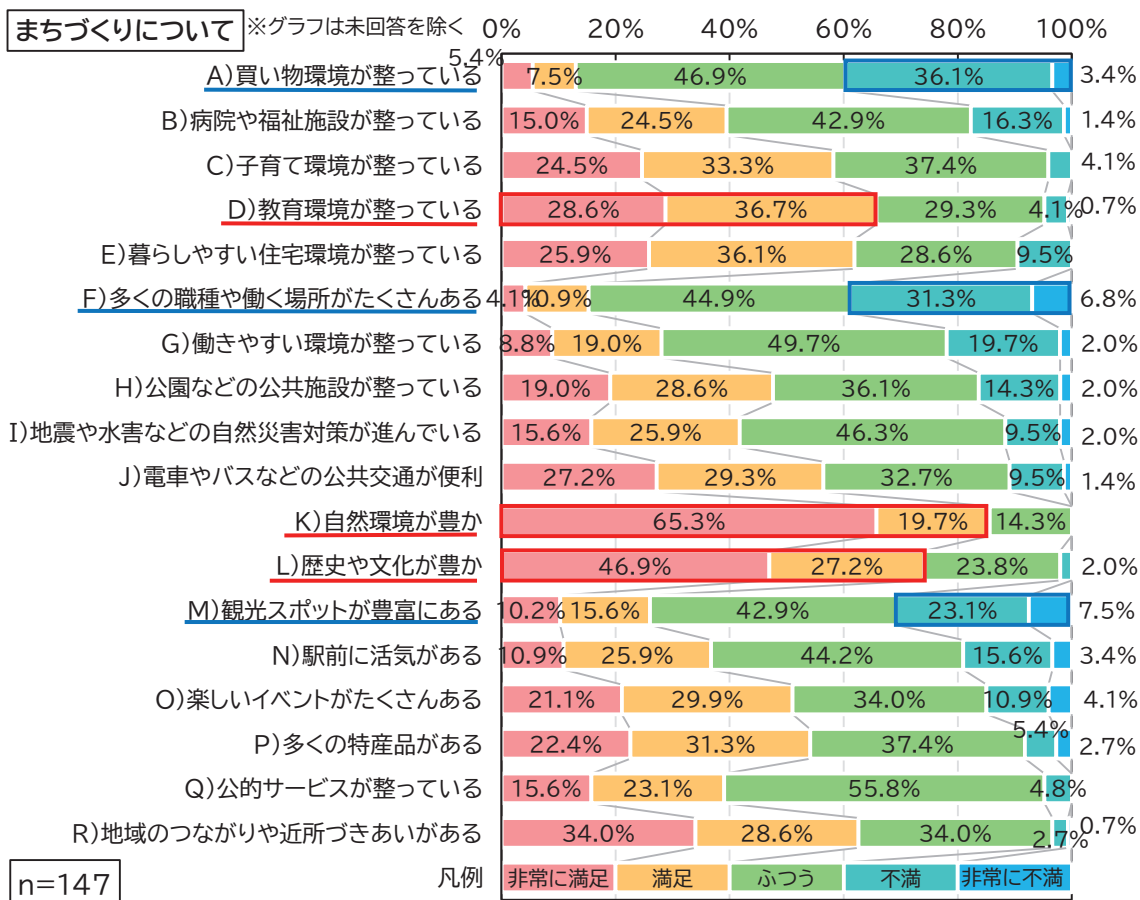
満足度の低い項目として、一般住民では「多くの職種や働く場所がたくさんある」「働きやすい環境が整っている」「買い物環境が整っている」、中学生では「買い物環境が整っている」「多くの職種や働く場所がたくさんある」「観光スポットが豊富にある」の満足度が低くなっています。

【一般住民】



資料: 令和6年度 玉東町まちづくりに関するアンケート調査

【中学生】



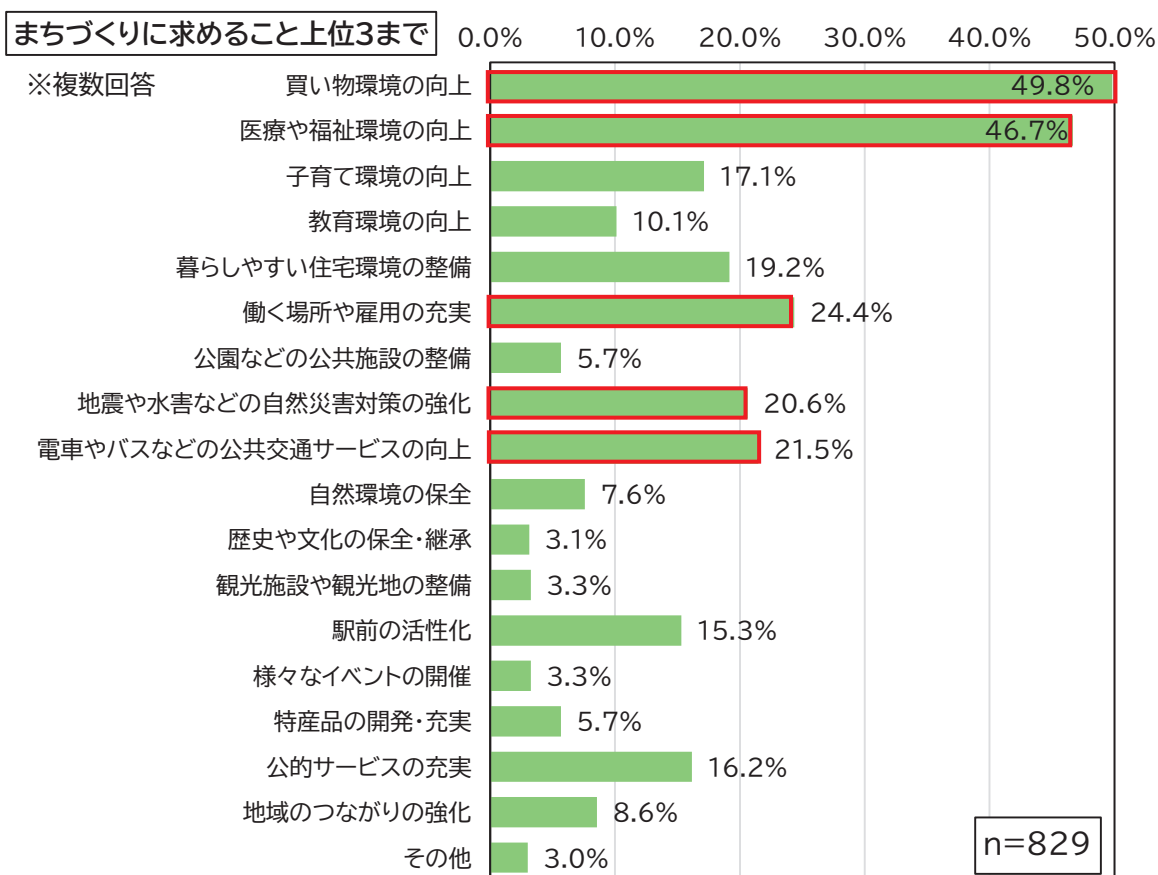
資料：令和 6 年度 玉東町まちづくりに関するアンケート調査

②まちづくりに求めること

一般住民にまちづくりに求めることを尋ねたところ、「買い物環境の向上」(49.8%)と「医療や福祉環境の向上」(46.7%)が多く、回答者の約 5 割が選択しています。次いで、「働く場所や雇用の充実」(24.4%)、「電車やバスなどの公共交通サービスの向上」(21.5%)、「地震や水害などの自然災害対策の強化」(20.6%)が多くなっています。

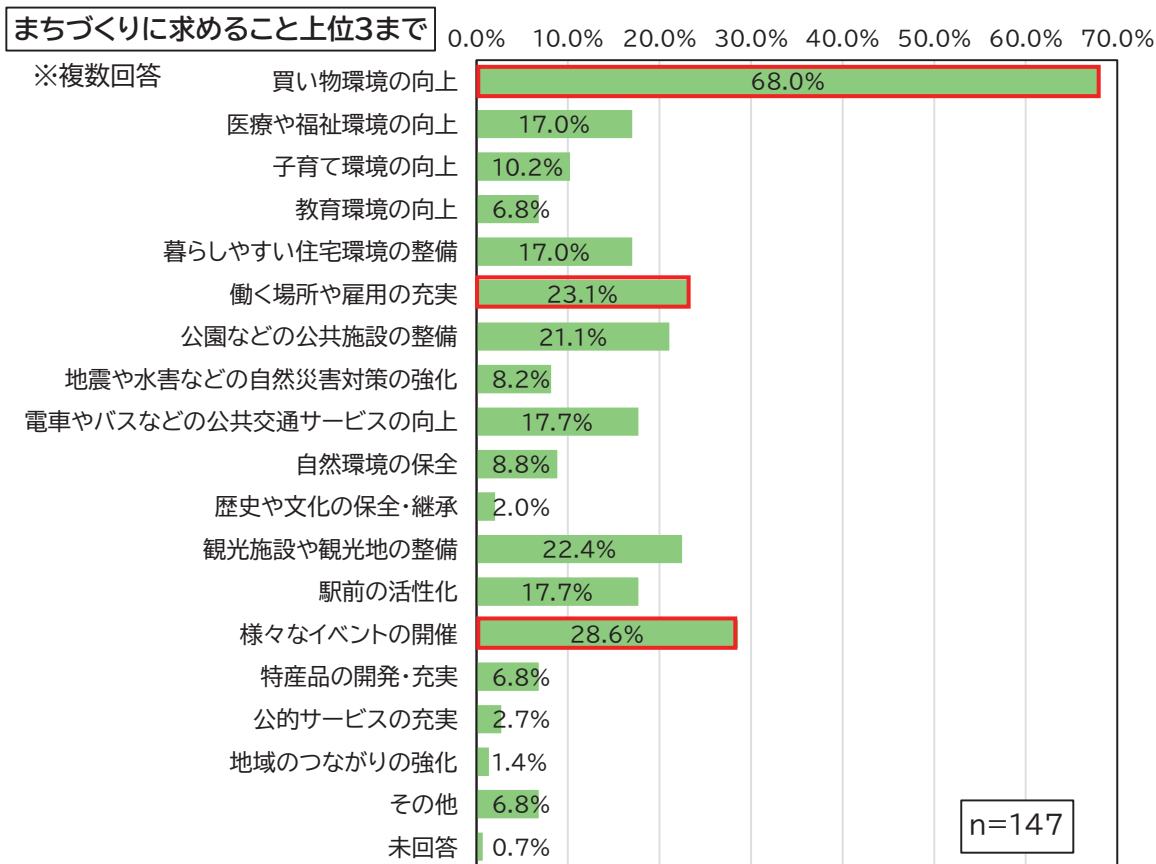
中学生にまちづくりに求めることを尋ねたところ、「買い物環境の向上」(68.0%)が最も多く、回答者の 7 割が選択しています。次いで「さまざまなイベントの開催」(28.6%)、「働く場所や雇用の充実」(23.1%)が多くなっています。

【一般住民】



資料：令和 6 年度 玉東町まちづくりに関するアンケート調査

【中学生】



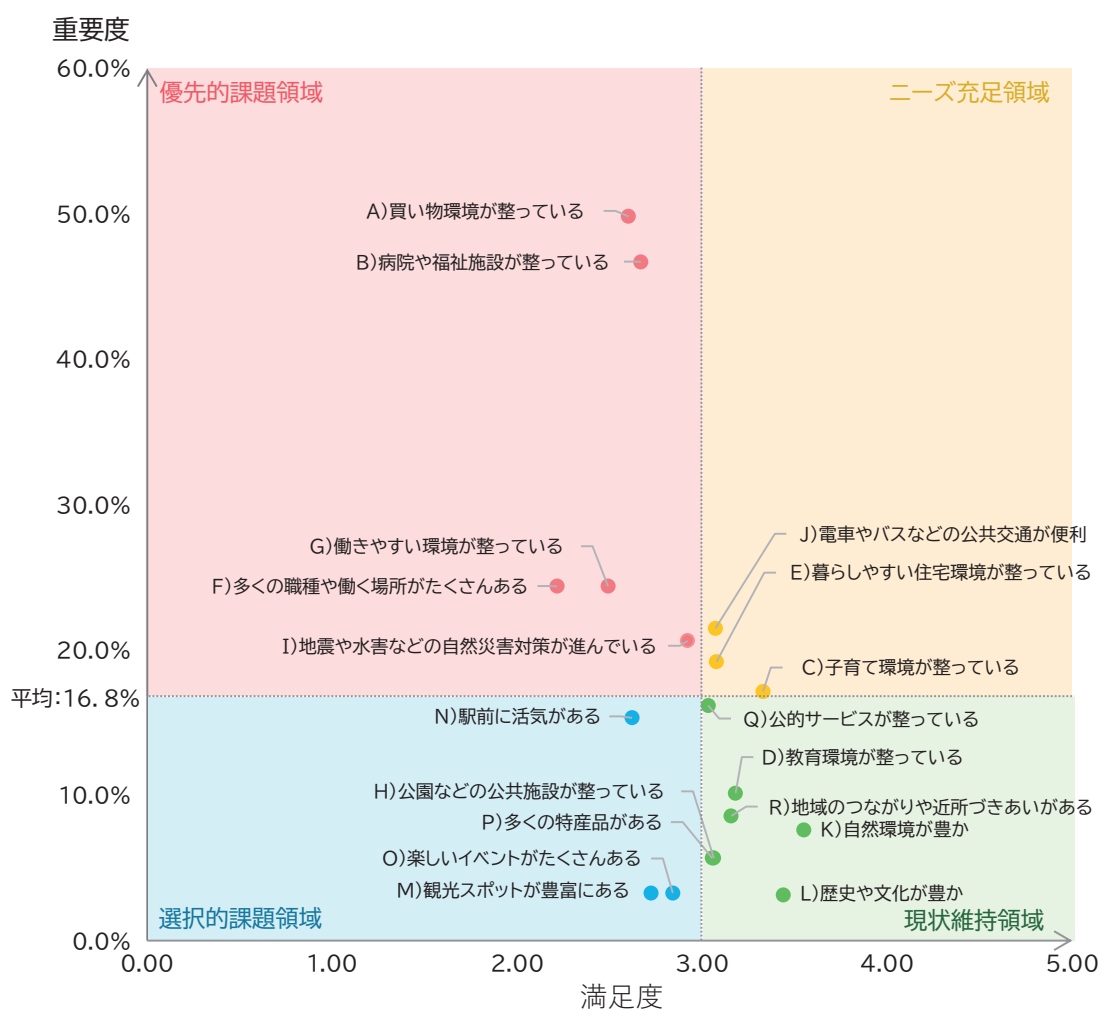
資料：令和 6 年度 玉東町まちづくりに関するアンケート調査

③まちについての満足度・重要度

一般住民にまちについての満足度・重要度を尋ねたところ、満足度が低く重要度が高い「優先的課題領域」には、「買い物環境が整っている」「病院や福祉施設が整っている」が分布しています。また、「楽しいイベントがたくさんある」「観光スポットが豊富にある」については、満足度・重要度ともに低くなっています。

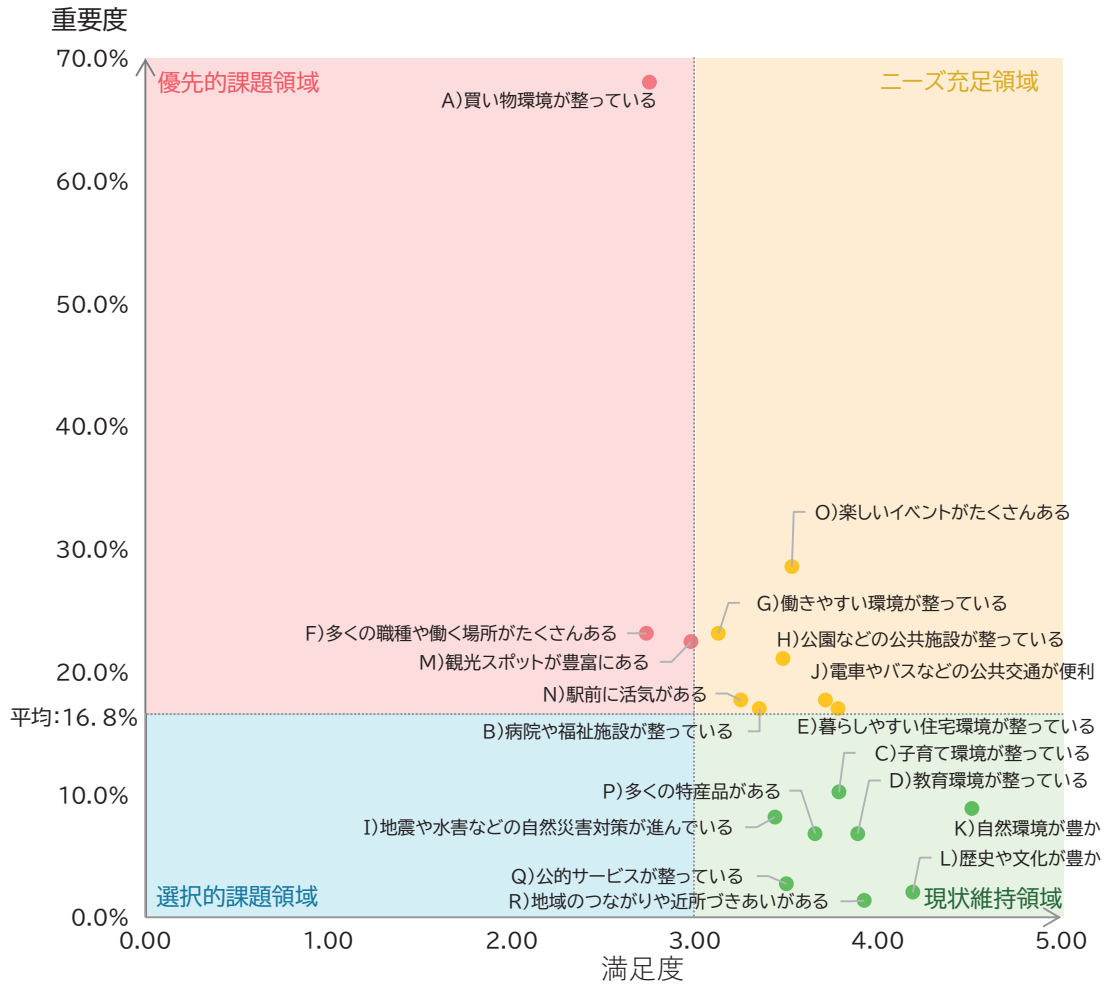
中学生では、満足度が低く重要度が高い「優先的課題領域」には、「買い物環境が整っている」が分布しています。

【一般住民】



資料：令和 6 年度 玉東町まちづくりに関するアンケート調査

【中学生】

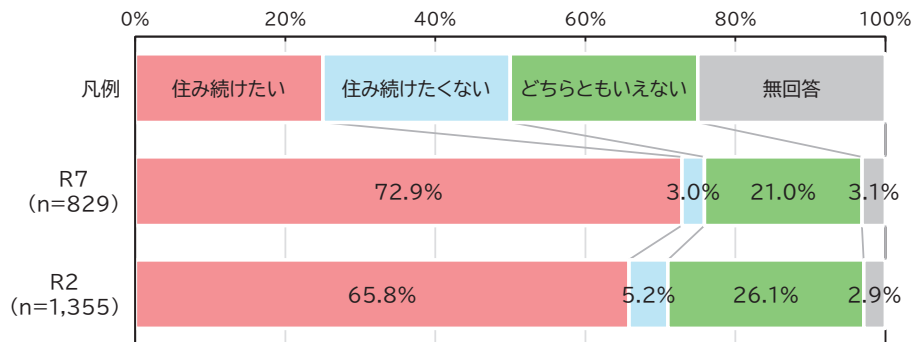


資料：令和 6 年度 玉東町まちづくりに関するアンケート調査

④定住意向

一般住民に本町での居留意向を尋ねたところ、5 年前と比較して「住み続けたい」が 65.8%から 72.9%と増加しています。

【一般住民】



資料：令和 6 年度 玉東町まちづくりに関するアンケート調査

(3) 玉東町を取り巻く社会の課題

① 超高齢・人口減少社会への対応と地方創生※の深化

国の総人口は、令和 2 年の国勢調査※によると 1 億 2,614 万 6,099 人で、平成 27 年の国勢調査※と比べ、94 万 8,646 人減少し、総人口に占める 15 歳未満人口も昭和 55 年以降減少が続いています。また、65 歳以上の人口割合は、昭和 25 年以降増え続けており、すでに超高齢社会を迎えています。

今後においても、人口減少と少子高齢化の進行により、労働力人口(生産年齢人口)の減少や国内需要の減少による経済規模の縮小に加え、2040 年問題※による医療や介護、年金等をはじめとする社会保障費の増大など、社会経済、ひいては地方財政に大きな影響を及ぼすことが予想されています。

こうした中、国では、若い世代の就労・結婚・子育てへの希望の実現や誰もが活躍できる地域社会の構築、また、地方への人の流れを生み出す仕組みづくり(関係人口※の創出・拡大等)など、地方創生※の深化に向けた施策に積極的に取り組んでいます。本町においても、地方創生※に向けた魅力あるまちづくりへの取組を推進していく必要があります。



② 共創社会の実現

少子高齢化・人口減少の進行に加え、住民ニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化したことにより、核家族※や単身高齢者世帯が増加する中、地域住民のつながりの希薄化が進んでいます。全国的に町内会加入率が低下していることに見られるように、地域への帰属意識の低下、地域における担い手の高齢化やリーダー不足など、地域コミュニティの機能の低下が懸念されています。

これまでの制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「自分事」と捉え、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「共創社会」の実現に向けた取組が求められています。

③地球環境の保全と安全・安心なまちづくり

世界的規模では、人口増加や経済活動の拡大によるエネルギー需要の拡大が、地球温暖化など地球的規模の環境問題を生じさせており、これを解決するためには、資源の大量消費を見直し、省資源・省エネルギー型の社会や生活様式へと転換するとともに、温室効果ガス排出量の削減を通じたカーボンニュートラル[※]の実現に向けた取組を推進していくことが必要となっています。

近年は気候変動等もあり、豪雨による河川氾濫や土砂崩れの頻発化、激甚化が進んでおり、本町においても令和 7 年 8 月 10 日からの大雨では、町全体に甚大な被害をもたらしました。こうした自然災害の発生を完全に防ぐことは不可能なため、インフラ整備等による事前の防災対策や、発災後の迅速な対応を行うとともに、脱炭素化を踏まえた持続可能なまちづくりを進めることで、防災・減災に努める必要があります。

④デジタル技術への対応

国では、AI[※]・DX[※]等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる「Society5.0[※]」の社会を世界に先駆け実現していく取組を進めています。

こうした取組や技術開発が進むことにより、人口減少と少子高齢化が進行する中であっても、国際競争力の強化や産業・経済の活性化が図られるとともに、労働力不足への対応をはじめとする社会的な課題解決にも寄与し、持続可能でより豊かな社会や暮らしにつながることを期待されます。

⑤SDGs[※](持続可能な開発目標)の推進

SDGs[※]とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことで、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」を理念とした国際社会における共通目標です。

国においても、平成 28 年 5 月に政府内に SDGs[※]推進本部が設置されるとともに、同年 12 月には、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとする SDGs[※]の実施指針が決定されました。実施指針では、ビジョンを達成するための 8 つの優先課題と具体的施策が定められており、その達成に向けた取組を進めていく必要があります。

⑥ ライフスタイルの多様化

令和元年末から大流行した新型コロナウイルス感染症により新しい生活様式の実践や、感染予防対策の徹底などが定着していく中で、5年前と比べてテレワークやオンライン学習など非接触・非対面での生活様式に国民の行動が変容しています。本町においてもデジタル技術を活用し、ライフスタイルの変化に対応していく必要があります。

また、リモートワーク※の浸透で大都市から地方へ移住する動きも広がっており、サテライトオフィス※やコワーキング※等多様な働き方を支える支援を進めていく必要もあります。

⑦ 多文化共生社会の実現

玉東町では令和4年からウクライナ避難民の受入れを自治体主導で進めてきました。5年前に比べ、外国人労働者の増加やウクライナ避難民の受入れにより、異国の人や文化に接する機会が増加しています。国際化による異文化との関わりの重要性は、今後も増していくと期待され、在住外国人の権利保障や社会参画に向けた取組を進めていく必要があります。



また、ウクライナ避難民については、受入れ体制の構築から住環境等の生活支援、就労等の自立に向けた支援を継続して進めていく必要があります。

⑧ 半導体企業の進出への対応

令和3年11月に世界的半導体企業が菊陽町へ進出し、周辺自治体にも関連工場が立地する等大きな影響を及ぼしており、今後は半導体関連企業が増加すると考えられます。

企業進出に伴いさらに労働者が増えていくと考えられることから、通勤圏内である玉東町においてもベッドタウンとして労働者の受入れ環境を整備していくことで定住人口の確保につなげていくことが重要です。

(4)後期基本計画の策定方針

第 6 次玉東町総合計画(令和 2 年度)を策定した以降の社会情勢の変化や、前期基本計画で位置付けた施策の進捗状況、玉東町および近隣市町における近年のまちづくり動向等を踏まえて、以下の方針に基づき後期基本計画を策定します。

方針 1

玉東町における近年のまちづくり方針との整合

前期基本計画で位置付けた施策の進捗状況や各課における取組状況を踏まえるとともに、令和 6 年度に策定した「玉東町総合戦略」との整合を図ります。

<近年の主な取組>

- ・子育て世帯向け集合住宅や住宅分譲地の整備(地域優良賃貸住宅※等)
- ・高齢者向け集合住宅の整備検討
- ・木葉駅周辺市街地整備(木葉駅周辺エリアの高質化、ゆめ・ステーション・このはの機能強化)
- ・新庁舎 1 階へのテナント誘致
- ・西南戦争終結 150 年に向けた取組推進(半高山公園整備、イベント、町民向け情報発信等)
- ・スマート農業※、スマート行政等の DX※化の推進
- ・ウクライナ避難民の受入れ環境整備、支援
- ・児童数の減少に応じた学校再編検討
- ・空き家・空き地対策・活用促進
- ・浸水被害からの復旧・復興(防災・減災対策強化、図書室の機能確保検討 等)



方針 2

近隣市町村での開発動向等に応じた取組追加・拡充

菊陽町への世界的半導体企業の進出や、熊本駅周辺における市街地再開発など近隣市町村での開発動向を受けて、玉東町においても住宅需要や企業進出等の機運が高まっていると考えられます。豊かな自然環境や良好な住環境を保全しながら、経済や産業面での波及効果を楽しむことができるような取組を追加・拡充します。

<近隣市町村での動向>

- ・世界的半導体企業の進出
→半導体関連企業の進出を契機とした、受入れ環境(居住地)整備、グローバル※人材育成等
- ・熊本駅周辺市街地開発
→鉄道アクセスを生かしたベッドタウンとしての住環境整備(木葉駅周辺住宅整備等)

方針 3

社会情勢の変化への対応

新型コロナウイルスをきっかけとした新たなライフスタイルへの対応や、災害の激甚化・頻発化、全国的な公民連携の取組の広がりなど、近年の社会情勢の変化を踏まえて、玉東町にとって必要な施策を反映します。

<主な社会情勢の変化>

- ・ライフスタイルや価値観の多様化(サテライトオフィス※、コワーキング※等)
- ・多様性、多文化共生社会への対応
- ・アフターコロナの観光需要増、外国人観光客増への対応
- ・災害の激甚化・頻発化への対応
- ・地球環境の保全(カーボンニュートラル※等)
- ・PPP/PFI※等公民連携によるまちづくりの広がり 等

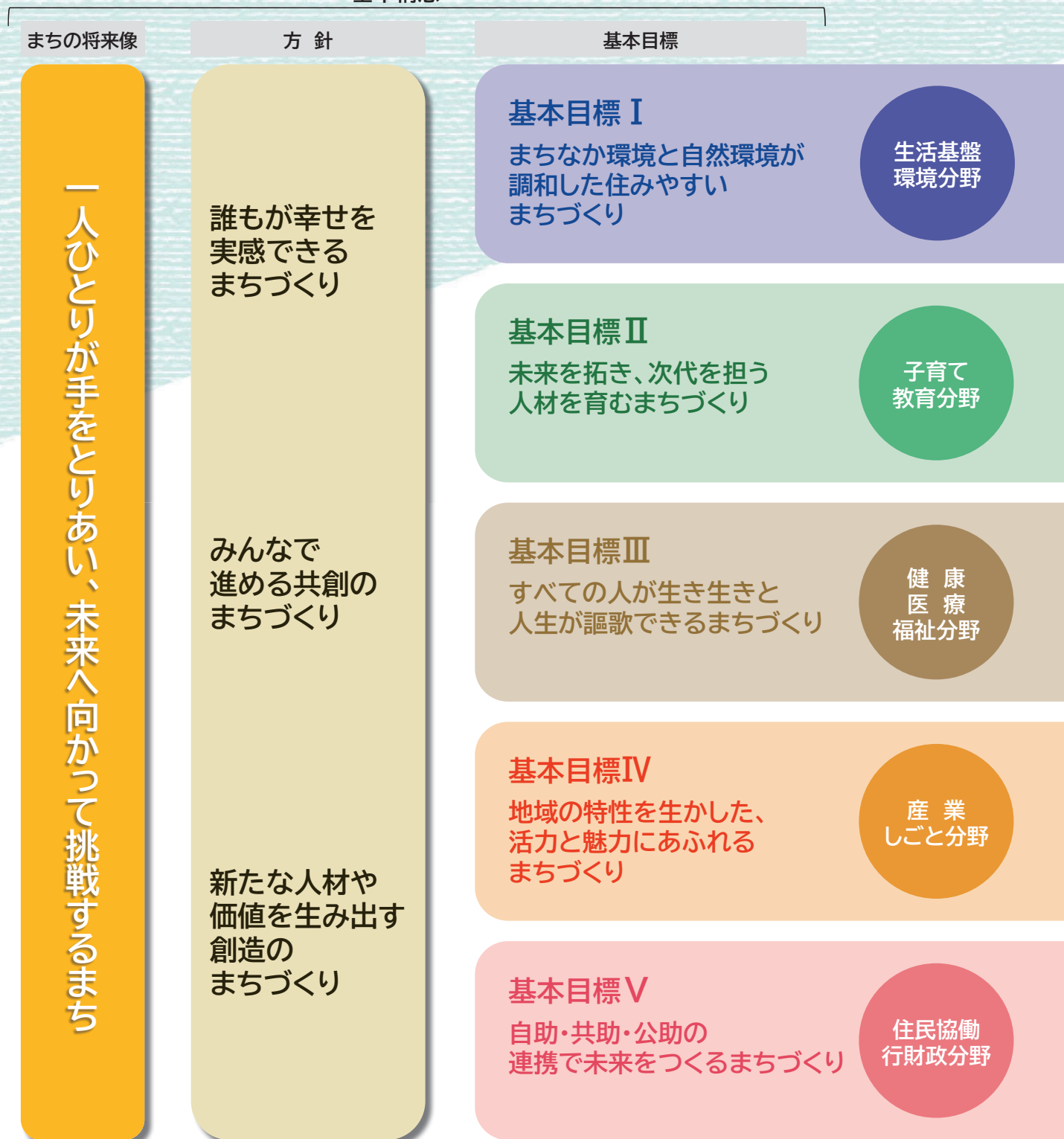


第II編

後期基本計画

- ◆ 第1章 後期基本計画の体系
- ◆ 第2章 基本計画

基本構想



後期基本計画

基本施策

I-1 自然と共生する
快適な生活環境の整備

I-3 危機管理・防災対策の充実

I-2 機能性の高い魅力的な
居住環境の整備

I-4 生活安全性の向上

II-1 結婚・妊娠・出産・
子育て支援の充実

II-3 生涯の生きがいづくり
と青少年育成

II-2 健全な心身と確かな
学力の育成

III-1 健康づくりと
地域医療の充実

III-3 高齢者福祉の充実

III-2 地域共生社会の実現

III-4 障がい者福祉の充実

IV-1 農業の振興

IV-3 雇用の創出

IV-2 玉東ブランドと
商工業の振興

IV-4 地域特性を生かした
観光の振興

V-1 多様な主体と共創した
魅力ある地域づくりの推進

V-3 信頼される行政運営の推進

V-2 一人ひとりの人権の尊重と
多様性を認め合う社会の実現

基本目標 I

まちなか環境と自然環境が調和した住みやすいまちづくり

I-1 自然と共生する快適な生活環境の整備

現状・課題

- 本町は豊かな自然環境を有しており、山林・農地の保全は多種多様な生態系を維持する上で重要です。
- 住民生活を支えるサービス機能や農業生産の緑地が確保され、持続可能なまちづくりに向けた均衡ある土地利用の維持・活用を進めています。
- 公園や街路樹の適切な維持管理を進めるため、住民一人ひとりの環境や美化に対する意識向上や、地域住民・事業者・行政の協働による取組が必要です。
- 一般家庭での廃棄物の適正処理と資源循環を進めるため、ゴミ排出量削減とともに、資源としてのリサイクルが必要です。
- 水に対する満足度は高く、大切な水を安定して供給することは、今後も必要とされています。

施策の方針

- 均衡のとれた土地利用により持続可能なまちを形成するため、地域特性への配慮、自然環境との調和、災害に対する安全性の確保、良好な景観形成等を考慮しながら、総合的・計画的な土地利用を推進します。
- 一般廃棄物については、さらなる分別・減量・資源化を図り、機能維持とともに適正処理に努め、資源循環型社会[※]の形成と地球温暖化対策に取り組めます。
- 安全・安心な水質の水道水を安定供給するため、水道事業経営のさらなる健全化・効率化を図ります。

主要施策

- ① 計画的な土地利用の推進
- ② 自然環境の保全
- ③ 公園・緑地等の整備
- ④ 低炭素社会・循環型社会[※]の形成
- ⑤ 衛生的な地域環境の形成と環境美化の推進
- ⑥ 安全で安心な水の安定供給

① 計画的な土地利用の推進

- 活力あるまちとしての成長的視点から、生活を支える中心部としての機能性向上、それを取り囲む豊かな自然環境及び資源等を相乗的に高める土地利用を推進し、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。
- 地域住民や行政などが連携し、景観形成や自然環境の調和といった環境に配慮した農業振興や地域づくりを推進します。

② 自然環境の保全

- 山林の有する公益的機能による水質の維持向上を図るため、水源かん養林の維持を計画的に進めます。
- 新たな森林経営管理制度の運用により、適切な森林経営が行われていない森林の経営管理を林業経営体に集積・集約化します。
- 身近な自然、生き物などに対する学習を通じて、住民の地球環境や自然環境に対する意識の向上を図り、持続可能な社会を実現するための活動を推進します。

③ 公園・緑地等の整備

- 公園・緑地のもつ多面的役割を持続させるため、年の神公園等公園・緑地の適正な配置と計画的な整備・改修を図ります。
- 各公園の地理条件や特性を生かし、イベント集客や収益面など、経営的視点に立った管理運営に努めます。
- 国指定史跡西南戦争遺跡に係る史跡公園については、これまで守られてきた周辺の自然環境や生業により維持されてきた側面があります。有用な資源として将来のまちづくりに向け展開していくためにも適切な保存活用に取り組みます。



④ 低炭素社会・循環型社会^{*}の形成

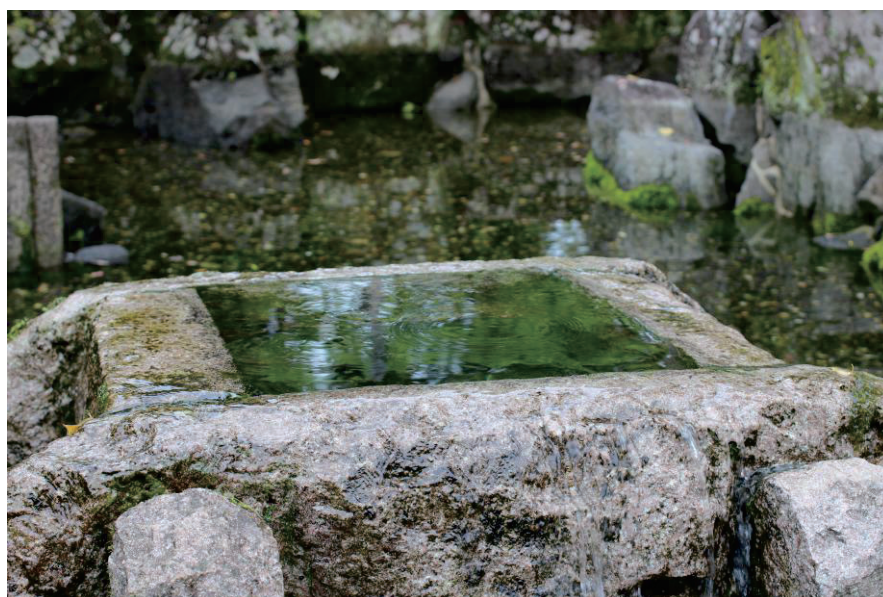
- 家庭でのCO₂削減を図るため、省エネ家電購入の補助を行い、各家庭内における省エネを推進します。
- 電動生ごみ処理機購入補助で家庭系ごみの減量を図るとともに、資源物回収場の新設により、家庭及び事業系ごみの資源化を推進し、環境負荷の低減と資源の循環利用を図ります。

⑤ 衛生的な地域環境の形成と環境美化の推進

- 玉東町ホームページや広報紙での啓発活動により、衛生的できれいな地域環境の形成を図ります。

⑥ 安全で安心な水の安定供給

- 安全で良質な水を供給するため、原水モニタリングや残留塩素維持等により、安全で清潔な水の供給に努めます。
- 水道施設の適正な維持管理を努めるとともに、老朽施設の更新計画を策定し、計画的に更新します。



I-2

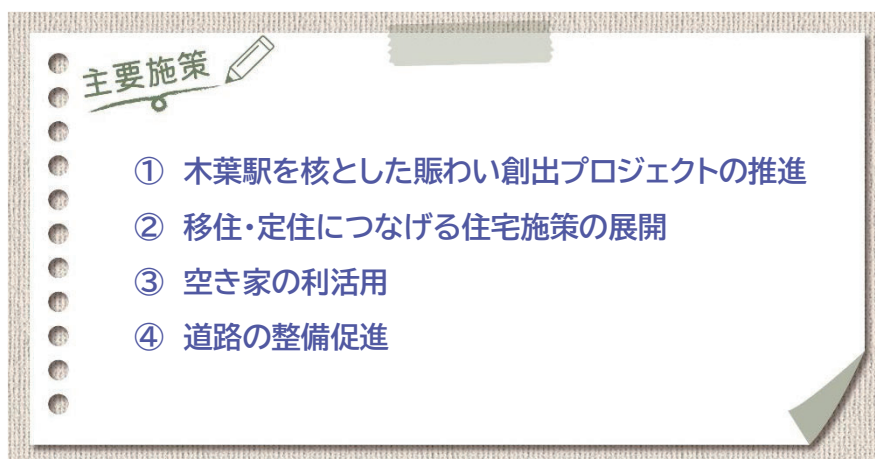
機能性の高い魅力的な居住環境の整備

現状・課題

- 「駅を中心としたまちづくり」を推進してきたことで、新たなまちなみの形成と定住人口の確保などの成果を上げることができましたが、さらなる賑わいの創出が求められています。
- 移住・定住の促進を図るため、民間活力を利用して地域優良賃貸住宅※を整備しましたが、満室状態が続いている状況です。より一層、子育て世代や高齢者・障がい者等への住宅環境支援が必要です。
- 国道 208 号や主要幹線道路から生活道路における交通ネットワークの向上による人・モノの円滑な流れの確保が求められています。

施策の方針

- 「駅を中心とした拠点機能」とその他の地区の魅力を効果的に結び付け、誰もが暮らしやすさや豊かさを実感できるようなまちづくりを推進します。
- 人口の流出を抑制し、住民の住宅ニーズに合った住まいの供給を確保しつつ若い世代の定住化を促進するため、住宅施策を推進します。
- 町内外の交流の活性化や道路交通の円滑化を図るため、機能的な幹線道路や生活道路を整備し、地域の産業経済、住民生活の利便性・安全性の向上を図ります。



①木葉駅を核とした賑わい創出プロジェクトの推進

- 「まちの玄関口」となる駅前を「まちの顔」と位置付け、木葉駅前活性化施設「ゆめ・ステーション・このは」と観光拠点施設「ぷらっとぎょくとう」の2施設の機能強化を図り、駅前空間の魅力向上に努めます。
- 木葉駅構内のバリアフリー化により、駅北側(改札口側)からの駅利用について、高齢者等の利便性は向上しましたが、駅南側からのアクセスについては課題があるため、駅南側からのアクセス性向上を図ります。
- 木葉駅前にマンション(地域優良賃貸住宅[※])等を整備し、住宅用分譲地とは違う移住者ニーズに対応します。
- 玉東町役場 1 階への民間テナント入居を促進し、新たな賑わいの創出を目指します。



②移住・定住につなげる住宅施策の展開

- 「オレンジタウン」、「さくらタウン」、「シルクタウンこのは」の住宅用分譲地整備に続き、新たな住宅用分譲地整備の検討を進め、さらなる移住者の迎え入れを目指します。
- 住宅用分譲地だけでは、土地と家を購入する前段階にある若年層や購入資金の準備が難しい高齢者層のニーズには対応できないため、住宅需要を見極めながら必要に応じた新たな賃貸住宅の整備も検討します。
- 一人暮らしの高齢者が安心して暮らし続けられるように、高齢者向け住宅の整備・誘致を推進します。

③空き家の利活用

- 空き家をまちの資源と捉え、活用可能な空き家の空き家バンク※への登録を促すことで、空き家問題の改善と移住・定住推進の両立を図ります。
- 多様な広報媒体を活用し、分譲地や空き家への移住に関する補助制度の周知とあわせ、本町が取り組む子育て支援や教育支援などの魅力の発信を図ります。
- 町民ニーズを踏まえながら、空き家を宿泊施設や店舗等に活用するなど柔軟な活用方法を検討していきます。
- 特定空き家を認定する協議会を立ち上げ、危険空き家は解体を促進し、土地利用の促進やまちの安全性向上を図ります。
- 移住検討者に対し、近隣市町村と連携した移住・定住の相談会を実施し、遊休不動産を活用した移住者の呼び込みに努めます。
- サテライトオフィス※やコワーキング※スペースの需要が高まる中、空き家を活用するなど高速通信環境が整備された場所づくりを検討していきます。

④道路の整備促進

- 国道 208 号の道路改良や歩道整備を進め、安全性と利便性の向上を図ります。また、新たな高規格道路の整備について国や県への働きかけを行い、近隣市町と連携を図り、国道 208 号の渋滞緩和を目指します。
- 集落内道路については、補助(交付金)・起債事業を活用し、優先順位を設けて計画的に道路整備を進めていきます。

I-3

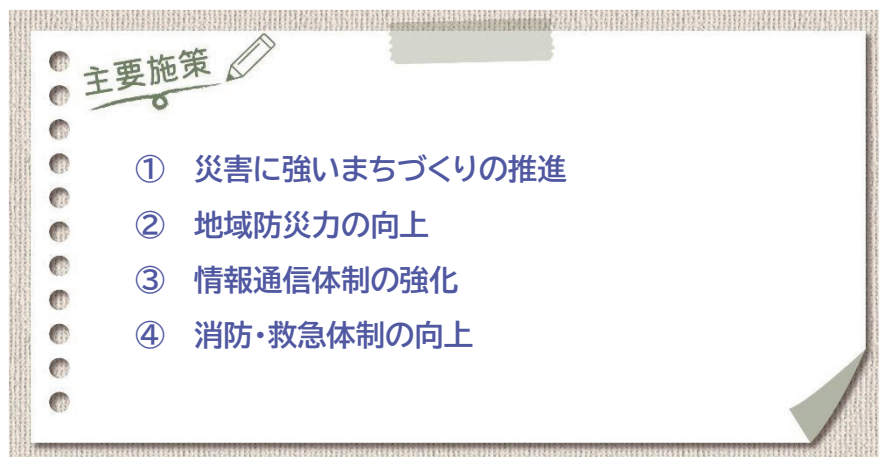
危機管理・防災対策の充実

現状・課題

- 令和7年8月10日から大雨は、町全体に甚大な被害をもたらしました。インフラ整備といったハード対策に加え、避難情報の的確な発信、住民の防災意識の向上等、ソフト対策を一体的に推進し、防災・減災に努める必要があります。また、さまざまな災害に対応できるように整備を行った災害対策全般を定める「国土強靱化地域計画※」、「地域防災計画※」のほか、被災支援を円滑に受入れるための「受援計画※」を災害対策の指針とし、今後も必要に応じて適宜計画の見直しを行っていきます。
- 想定を超える台風や豪雨による風水害・土砂災害が増加しており、防災拠点となる環境整備が求められています。
- 少子高齢化社会に対応した効果的な消防・救急体制づくりが求められています。

施策の方針

- 災害から住民の生命・財産を守るため、地域住民との協働によって地域防災体制を充実し地域の防災力を向上するとともに、官民がより連携を深め、総合的な防災や減災対策を推進します。
- 多種多様化する災害に対応するため、地域防災の要である消防団と消防体制の強化に取り組むとともに、救急体制のさらなる充実を図り、住民の安全・安心の確保を推進します。



①災害に強いまちづくりの推進

- 「国土強靱化地域計画[※]」、「地域防災計画[※]」に基づき、ライフライン[※]の耐震化や浸水対策などを進めるとともに、避難所についてはさまざまなリスク・機能・プライバシー等に考慮した対策を強化します。
- 災害発生時に支援・配慮を必要とする方の避難所等受け入れ体制づくりを推進するとともに、自助[※]・互助[※]・共助[※]のための地域コミュニティ活動を支援し、発災時における初動対応と早期の復旧・復興に向け、住民と事業者、行政との連携強化を図ります。
- 大規模災害時の受援体制について、避難行動要支援者[※]の登録促進と関連機関における情報連携の強化を図ります。
- 県による木葉川の河川改修を加速化させることで、災害リスクの低減を図ります。
- 今後整備を進める史跡公園等については、必要に応じて避難所としての機能を備えたものとし、防災拠点のひとつと位置付けます。



②地域防災力の向上

- 大切な命を守るため、防災マップや広報等により普段から食料の備蓄や避難ルートの確保等の「自助[※]」を呼びかけます。
- 自主防災組織[※]に対し防災支援員等の講習会を実施し防災意識の向上を図るとともに、組織リーダーを育成し「共助」を促進します。
- 防災拠点等の整備を行うなど、災害に強いまちとして「公助」の機能強化を図ります。

③情報通信体制の強化

- 災害時は迅速かつ確実な情報伝達が重要であるため、災害の程度に応じたホームページの切り替えを行い、災害時の情報通信体制を強化します。

④消防・救急体制の向上

- 多種多様化する災害に対応できるよう、有明広域行政事務組合による消防施設及び車両や装備、地域消防団の支援を充実させることにより、総合的な消防体制の強化を図ります。
- 緊急体制を整備するため、有明広域行政事務組合へ働きかけ、常備消防である救急救命士の育成と緊急業務の高度化を推進するとともに、非常備消防である消防団員数の維持及び技術向上に努めます。

I-4

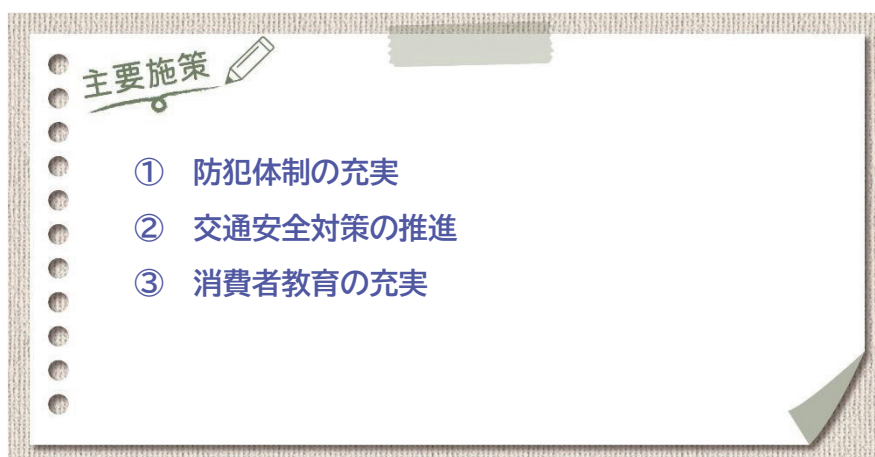
生活安全性の向上

現状・課題

- 通学路等における子どもの交通事故防止のため、危険箇所を把握し、交通安全対策を進める必要があります。
- 窃盗・傷害などといった犯罪をはじめ、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもが巻き込まれる犯罪が懸念されるため、地域で犯罪抑止に取り組む必要があります。

施策の方針

- 住民が犯罪や交通事故に巻き込まれることのない、安全・安心なまちづくりを目指し、防犯・交通安全対策を推進します。
- 消費者行政において1市3町(玉名市、玉東町、和水町、南関町)で連携し、情報共有及び相談体制の充実を図り住民の暮らしを守ります。



①防犯体制の充実

- 各地区における従来の防犯灯をLED化することで球切れによる整備不良を軽減し、継続的な犯罪抑止を図ります。また、地域における防犯活動を支援し、見守りの担い手づくりを推進します。
- 児童・生徒の通学時の安全確保や町内犯罪の抑止力として、防犯パトロールを実施します。
- 巧妙化する特殊詐欺をはじめ多様化する犯罪に備えて、講座や広報等を通じて最新の防犯情報の周知を図ります。
- 地域の見守り及び防犯対策強化のため、町内に防犯カメラの整備推進を図ります。

②交通安全対策の推進

- 関係機関と連携し、危険箇所の改善・整備を図り、児童・生徒の通学路における交通安全の確保を推進します。
- 高齢者の事故防止に向け、運転免許返納などの啓発活動を強化します。また、運転者への安全運転に関する啓発を行い、交通事故発生件数の減少に努めます。
- 住民一人ひとりが「飲酒運転をしない・させない・許さない」という認識をもって、家庭や職場、地域が一体となって「飲酒運転の撲滅」を目指します。



③消費者教育の充実

- 消費者トラブルを未然に防ぐため、広報紙での啓発活動や相談窓口等の周知に努めます。
- 玉名定住自立圏^{*}の1市3町で消費生活連携会議を実施し地域における問題を共有するなど、消費者教育や啓発活動に役立てます。
- 玉名市消費生活センターにおいて中心集約方式を採用することにより、相談窓口及び消費生活相談員の充実を図ります。
- 多重債務問題やその他多くの問題を抱える人に対して、迅速かつ的確な対応を図るため、生活相談ネットワーク(庁内連携)を通して問題解決を図ります。

基本目標Ⅱ

未来を拓き、次代を担う人材を育むまちづくり

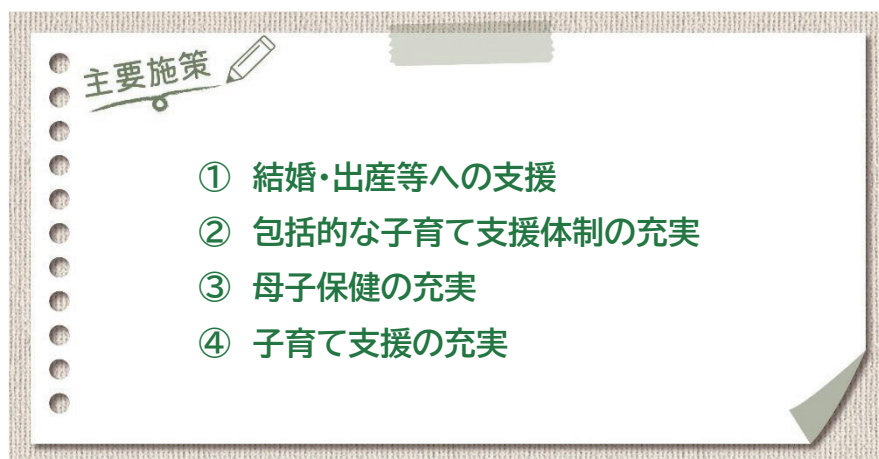
Ⅱ-1 結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実

現状・課題

- 本町の合計特殊出生率※は、現在 1.63(2017年～2022年)と全国・県平均を上回っていますが、出生数は減少しており、少子化が進行しています。
- 「結婚」「妊娠・出産」「子育て」を希望する人が、それぞれの価値観を大切にしながら、希望を叶えられるような支援が必要です。
- 地域における人間関係の希薄化や子どもを取り巻く環境は複雑化しており、妊娠・出産から子育てまで安心して生み育てられるような環境整備や支援が必要です。
- 高度化・多様化する教育・保育ニーズに対応するため、保育所等が円滑な運営体制を図れるよう支援し、子どもが健やかに成長できる環境づくりが必要です。

施策の方針

- 少子化に歯止めをかけるとともに、全ての子どもが健やかに成長できるよう、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実を図り、総合的な子育て支援を推進します。
- 結婚や妊娠・出産、子育てを希望する人が安心して子育てができるよう、経済的安定の維持と結婚の希望を叶えるための支援に努めます。



①結婚・出産等への支援

- 結婚の希望を叶えるために、有明広域行政事務組合をはじめとする関係機関と連携を図り、結婚希望者に対するイベント等の支援を継続します。
- 不妊治療を望む夫婦が経済的負担を軽減できるよう、県と連携した不妊治療費の助成に取り組めます。

②包括的な子育て支援体制の充実

- ワンストップ型の情報提供や相談への対応をするため、子育て支援センターの体制充実を図ります。

③母子保健の充実

- 妊産婦の健康の保持・増進と子どもの健やかな成長が確保されるように、乳幼児健康診査、相談支援、訪問等の体制の充実を図ります。
- 妊娠・出産に不安を抱えた妊産婦のケアや産後ケア等に対応できる人員の育成と確保に努めます。
- 乳幼児健康診査は、発達状況や疾病の早期発見、さらには保護者の子育て支援の機会としても重要な役割を担っていることから、乳幼児健康診査を通して子育てに寄り添う支援の充実に努めます。

④子育て支援の充実

- 妊娠時からすべての親子に対して切れ目のない支援を行い、保育と教育の充実により、子どもが健やかに成長し安心して就学できる環境づくりを推進します。
- 延長保育、一時保育、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなど、家庭のさまざまなニーズと幼児・児童の状況に応じた適切な子育てサービスを提供します。
- 子どもの育ちや愛着関係の形成という視点も含めた子育てに関する講座・イベントの充実を図り、保護者間の交流の活性化、いま必要な知識やスキル、思春期も乗り越えていける親子の愛着関係を築くことができる機会の提供に努めます。
- こども家庭センターを設置し、妊娠期から18歳までの子ども・保護者の相談窓口の場やプッシュ型※の情報提供を行い、切れ目のない支援体制の確保に努めます。
- ファミリーサポーターの養成講座を開催し、子育てをサポートする人材の確保・育成に努めます。
- 家庭や学校以外で安心して過ごせるように子どもの居場所づくりを推進します。

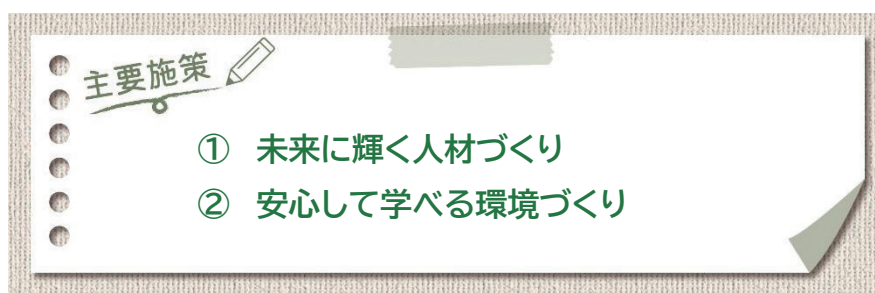
Ⅱ-2 健全な心身と確かな学力の育成

現状・課題

- 次代を担う児童・生徒が社会に貢献する自立した人間として健やかに成長できるよう「生きる力」を育むとともに、玉東を愛する心や大切に思う気持ちの醸成に結び付けるため、学校教育の質の向上を図る必要があります。
- 少子高齢化により児童の減少が進む中、学校施設の適正化を図る必要があります。
- 情報化の進展が急激に進む中、情報活用能力を身に付けるため、ICT(情報通信技術)*教育のさらなる充実を図るとともに、持続可能な教育環境を構築していく必要があります。
- グローバル*化の進展に伴い、国際感覚を身に付ける教育を推進する必要があります。
- 学力向上や生徒指導等における多種多様な課題に対応するためには適切な教育指導が必要不可欠であり、より多くの教職員の資質を高めることが求められています。
- 青少年の相談内容の多様化に対応できるように相談員のスキルアップを行い、体制の充実を図る必要があります。

施策の方針

- 少子高齢化や国際競争の激化など大きく変化する社会の中で、子どもたちが未来に希望を持ち健康に育つことができるよう、健全な心身と確かな学力の育成を推進し、持続可能で明るい未来を支える人づくりを図ります。
- 社会性や主体性、コミュニケーション力を備えた、グローバル*に活躍できる心豊かな子どもの育成に努めます。



①未来に輝く人材づくり

- 「学力向上部会」を開催し、各学校の現状や課題、取組状況について情報共有するとともに参加者間での意見交換を通じてより効果的な指導方法や体制の構築を図り、保小中連携による学力向上を目指します。
- 基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力や学ぶ意欲を育みます。
- 地域の未来を担う子どもたちを地域ぐるみで育み、心の豊かさやふるさとの大切さを育む教育を推進するとともに、体験活動等を通じて地域社会に貢献する心を養います。
- ベビーイングリッシュなど、幼少期から英語に慣れ親しむ機会を提供します。
- 国際的視野に立った児童の育成を図り友好親善を深めることを目的として、海外の小学生との直接交流のみならずオンラインによる交流を実施します。
- ICT(情報通信技術)*教育環境の充実を図るとともに、安全・安心で快適な教育を受けられるよう、学校施設や設備、教育機器などを計画的に整備します。
- 児童・生徒が外国人との相互理解を深め、多文化共生について学ぶ機会を創出し、国際的に活躍できる人材の育成を図ります。
- 寺子屋学習塾や地域未来塾等を通して学びの場を提供し、基礎学力の向上、学習習慣の定着を図ります。

②安心して学べる環境づくり

- 地域住民が学校を支援する活動や、児童・生徒が地域に貢献する活動を充実させることで、双方のつながりを強め、地域の子どもの地域で育てる土壌を醸成します。
- 一人一台の端末を積極的に活用し、ICT*時代における適切な情報教育に努め、学習の質の向上を図ります。また、デジタル教科書の活用、教員のICT*活用力の向上にも取り組み、教師・児童・生徒の力を最大限に引き出す環境を整えます。
- 児童・生徒数に応じた適切な学校配置を検討しつつ、教育施設の長寿命化による維持・管理を図り、教育活動の充実や安全・安心な教育環境の確保に努めます。
- 関係機関との連携により本町の実態に即した研修を推進し、教職員の指導力向上を図ります。
- 家庭や学校等で悩みや不安を抱える児童・生徒、またその保護者に対して安心して相談できる窓口の周知を行い、スクールソーシャルワーカー*や関係課と連携した相談体制をより一層強化します。
- 学校や保育園、家庭での生活に配慮が必要な子どもが、安全で安心して生活を送れるように施設改修や人的支援等の環境づくりを推進します。
- 外国にルーツをもつ子どもへの日本語教育の支援を行います。

Ⅱ-3 生涯の生きがいがづくりと青少年育成

現状・課題

- 個人の価値観の変化に伴う住民の学習ニーズの多様化に応え、それぞれのライフステージに即した生涯学習の総合的な推進が求められています。
- 健康づくりへの関心により、スポーツに対しての目的や内容が多様化していることから、住民のニーズに合ったスポーツ活動の推進が必要です。
- 青少年教育と学校教育、家庭教育は密接に関連していることから、地域全体で子どもの成長を支えていく必要があります。

施策の方針

- 住民自らの学びをよりよい地域づくりへとつなげていけるよう、学校や地域、その他多様な団体との連携により生涯学習を推進します。
- 住民のニーズに応じたスポーツ活動の推進と、スポーツ環境の充実を図ります。
- 青少年の自立と社会参加を促進するため、学校・家庭・地域の連携を一層深め、秩序・治安の維持や非行防止活動といった青少年教育活動を地域全体の取組として推進します。



主要施策

- ① 生涯学習の充実
- ② スポーツの振興
- ③ 教育・文化施設の充実
- ④ 青少年教育の推進

①生涯学習の充実

- オレンジはあとクラブの会員の増加に向けた種目の充実化・深化により、生涯の生きがいづくりの場を拡大するとともに、その他各種の社会教育や文化活動を通して生涯学習ができる環境づくりを進めます。
- 住民が主体となって活動を行う玉東フットパス愛好会や文化団体などの活動を支援します。
- 地域や学校と連携してさまざまな事業を実施し、子どもが主体的に地域の行事や活動に参加できるような仕組みづくりを検討していきます。
- 国指定史跡西南戦争遺跡をはじめ、まちの歴史・文化や自然について子どもから大人まで学ぶ機会を設けるなど、生涯学習を通して地域に対する誇り・愛着を醸成する取組を行います。



②スポーツの振興

- オレンジはあとクラブのスポーツ種目の増加や既存種目の内容を充実させることにより、それぞれのライフステージに合わせたスポーツ活動の実現を図ります。また多くの人が参加できるよう、引き続き周知を行います。
- 体育協会や各種競技団体等と連携し、各種スポーツの指導者確保と指導者の資質向上を支援します。

③教育・文化施設の充実

- 令和7年8月の大雨により被害を受けた図書館は、蔵書の充実を目指します。
- 国指定史跡西南戦争遺跡をはじめ、本町の文化財について適切な保存整備を行い、フィールドミュージアム※として住民の学びの場の充実を図ります。
- 社会教育施設及びスポーツ施設における施設・設備の更新を適切に行うなど教育・文化環境の充実を図ります。

④青少年教育の推進

- 学校・家庭・地域が一体となり、未来を拓く青少年が健やかに育ち、自立した社会の一員として成長する環境づくりを進めます。

基本目標Ⅲ

すべての人が生き生きと人生を謳歌できるまちづくり

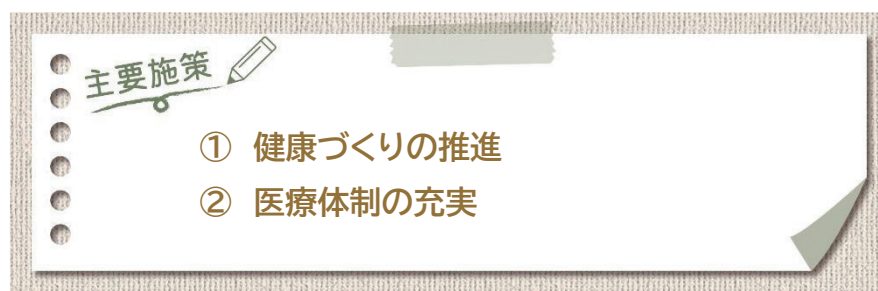
Ⅲ-1 健康づくりと地域医療の充実

現状・課題

- 特定健康診査の受診率は50%台で推移しており、国や県の平均よりも高い割合で推移しています。今後も本町の目標である60%に届くようさらなる啓発を行っていく必要があります。
- がん検診の受診率は、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん全てにおいて国や県平均よりも高い割合で推移しています。今後もがん検診の受診を勧奨し、がんの早期発見、早期治療に努めることが求められています。
- 健康に不安を抱き相談したくても窓口がわからず悩んでいる人や相談することを悩んでいる人に対して、プライバシーに配慮しながら気軽に相談できる環境づくりを構築することが必要です。
- 特定健康診査において、高血圧や糖尿病の有所見者割合が県内では上位であり、既に治療中であっても疾患への理解や生活習慣などさまざまな要因から現状維持や改善が難しい状況もみられています。そのため、疾患や生活習慣改善に対するさらなる周知や学習の機会が必要です。

施策の方針

- 住民一人ひとりの健康寿命*の延伸を図るため、生活習慣病の予防や食育の推進などを図り、住民の健康づくりを推進します。
- 住民が安心して切れ目のない適切な医療やサービスを受けることができるよう、医療・介護・保健・福祉の関係機関が重層的に連携し、地域医療体制の効果的なネットワーク構築を図ります。



①健康づくりの推進

- 「自らの健康は自ら守る」という基本原則のもと、検診や保健指導、健康相談を通じて一人ひとりの生活に応じた生活習慣の改善を支援します。
- 「健康増進計画」に基づき、だれでも気軽に実践できる健康づくりを地域全体で推進します。
- 食育に関する普及啓発に努めるとともに、庁内関係課及び民間も含めた関係機関と連携しながら、ライフスタイルに応じた食育を推進します。
- 生活習慣病の減少に向けて特定健康診査・がん検診の周知とともに関係機関との連携を強化し、受診率の向上を図ります。
- インフルエンザにおける感染症発症予防のため、定期予防接種の接種率維持・向上を図ります。
- メールやアプリ等の情報提供ツールも活用しながら、ライフステージに応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。
- 保健師や管理栄養士等の専門職を確保し、保健指導体制の充実強化を図ります。

②医療体制の充実

- 地域住民が安心して医療サービスを受けられる体制を維持・確保するため、医療機関・医師会などとの連携に取り組みます。
- 国民健康保険の財政の健全化や安定的な運営に努めます。
- 休日や夜間でも適切な診療が受けられるよう、救急医療体制を拡充・確保するため、近隣市町と広域での連携強化に努めます。
- 玉名郡市医師会及び介護サービス事業所等の関係機関と連携し、「入退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」などの仕組みづくりを行い、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制強化に取り組みます。
- 高校生までの医療費無償化等により、こども医療費助成の充実を図ります。

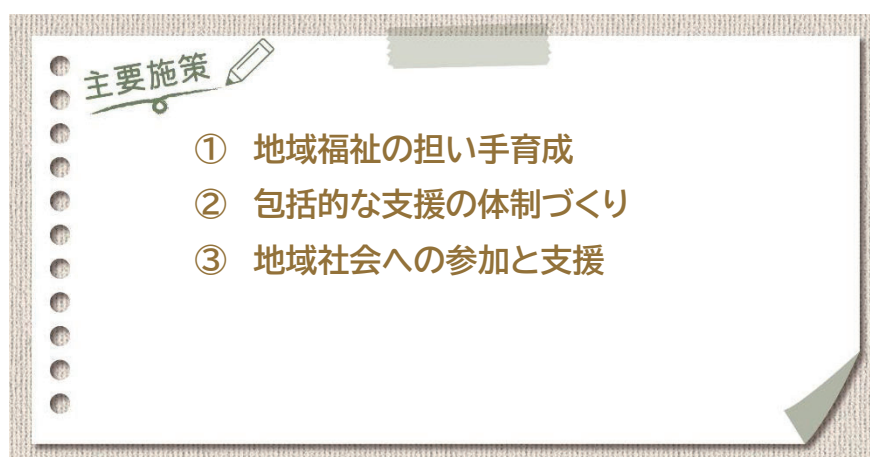
Ⅲ-2 地域共生社会の実現

現状・課題

- 少子高齢化を背景とした人口減少が急速に進展する中、福祉に対するニーズの高まりに伴う支援面での人手不足といった問題が懸念されています。
- 地域のつながりの希薄化が懸念されていることから、隣近所を含む地域の人々との交流を深め、お互いに助けあえるような関係づくりが必要です。
- 相談の対象や内容が多様化・複雑化しており、高齢者への支援だけでなく障がい者、生活困窮者に対する支援、権利擁護、虐待防止、自殺対策や、それらの狭間にある課題への対応等が求められています。

施策の方針

- 地域共生社会※の実現を目指すとともに、誰もが地域社会の一員として生き生きと安心して暮らすことができるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに取り組めます。



①地域福祉の担い手育成

- 若い世代から高齢者まで幅広い世代が地域の課題に関心を持ち、地域活動やボランティア活動等の地域の支え合い活動に参加できるような取組を行います。また、共生社会の地域づくりに関する研修会等を開催し、地域福祉の人材育成を図ります。
- 福祉や人権に関わる情報提供・教育の機会の充実に努めます。

②包括的な支援の体制づくり

- 地域包括支援センター※(高齢者・障がい者)・こども家庭センター(子ども・若者)・生活困窮者などが一体的に相談・対応できるための体制づくりに努めます。
- 高齢者・障がい者担当の福祉課と社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会との連携を強化し、情報連携ができる体制づくりに努めます。
- 「支え合い活動創出モデル事業」の横展開を行い、自治会の中での早期の気づきと見守り・支え合いの仕組みづくりを行います。
- 月1回の地域ケア会議において情報共有し、支援方針や役割を検討していきます。
- 誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、「自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパー※研修等、正しい知識の普及啓発を行います。
- 犯罪や非行の防止、立ち直り支援を進める上で、地域社会と行政、保護司や民間協力者が一体となり、再犯・非行防止や立ち直り支援を行います。

③地域社会への参加と支援

- 避難行動要支援者※の個別避難計画と地区防災計画がつながっていくように、自治会・行政(福祉・防災など)・社会福祉協議会が話し合う機会をもつことにより、災害時に対応できる地域の中での支え合い活動を推進します。
- 生活困窮に関する相談に対して、専門職が生活困窮の要因となるものをアセスメントし、社会福祉協議会が実施している自立支援制度と連携しながら生活困窮を改善していくための支援を伴走型で行います。

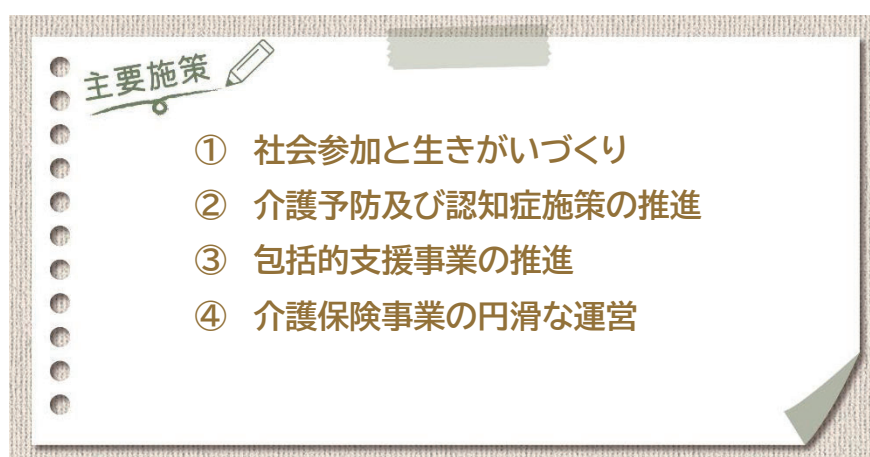
Ⅲ-3 高齢者福祉の充実

現状・課題

- 現役世代退職後の年代から地域ボランティアへの参加や健康体操等の事業への参加者を増やしていくことで、個人や地域の活力を高めていくことが重要となります。
- 元気な高齢者が気軽に集える場所づくりや有償ボランティア活動等へつなぐ取組を強化し、介護予防状態となった時の事業参加をスムーズに移行できるよう備えておく必要があります。
- 町内循環バスについては利用者が固定化してきているため、多くの町民に利用いただくための周知が必要です。また、免許返納後の生活に合わせた新しい交通システムの構築など、町内の公共交通環境の向上が求められます。

施策の方針

- 高齢者の誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、生き生きと安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指し、地域包括ケアシステム※の深化を推進します。



①社会参加と生きがいづくり

- 老人クラブ活動やシルバー人材センター等と連携し活動を支援することにより、高齢者が能力や経験を生かして活躍できる場や機会の提供など、高齢者の自立支援と社会参加を推進します。
- 地域で活動するサポーターの養成を継続し、有償ボランティア活動を定着させ、地域活動の活性化や高齢者の生きがいづくりを推進します。
- 文化財の清掃や案内等のボランティア活動を通してまちづくりへの参画意識を高め、一人ひとりが主体となってまちに関わることで充足感を実感できる生きがいづくりを推進します。
- 現在の無料循環バスとあわせ、新たに必要とされるデマンド交通[※]を検討するなど交通弱者[※]にとっても住みよいまちを目指します。

②介護予防及び認知症施策の推進

- 地域の通いの場を通じ、参加者が互いに意識を高め、自らの健康に対して適切な知識や情報を得ながら、主体的に予防活動ができるよう、住民主体の通いの場の拡充を含め、支援に努めます。
- 地区サロンでの活動など高齢者の健康づくりの活動を支援するとともに、無料循環バスも活用し、高齢者の健康づくり・介護予防を推進します。
- 生活への支障が軽度である要支援者などの高齢者に対しては、生活機能の低下を改善するために、地域住民間で連携した多様な介護予防・生活支援サービス事業実施を推進します。
- 認知症への理解を深めるための普及啓発活動の推進、多職種でのチームを組んでの支援、認知症地域支援推進員の配置など、認知症施策を総合的に推進します。

③包括的支援事業の推進

- 中核的な機関を担う地域包括支援センター[※]において、適切な人員の確保に努めるとともに関係機関とのさらなる連携強化を図り、効率的かつ効果的な運営を目指します。
- 地域ケア個別会議や生活支援体制整備事業の充実により、個別課題・地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。

④介護保険事業の円滑な運営

- 要支援・要介護認定者の状態やニーズに対応できるよう、中長期的な視野に立って各種介護サービスの充実を図ります。
- 介護保険給付の適正化を行い適切なサービスの確保を行うとともに、適正なサービス利用による費用の効率化を通じ介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

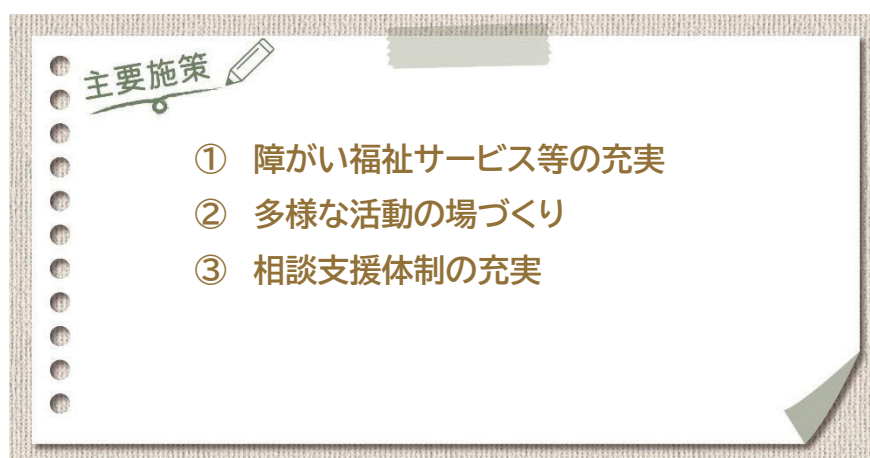
Ⅲ-4 障がい者福祉の充実

現状・課題

- 本町においては、人口は減少傾向にある中、障害者手帳所持者数は微増傾向にあります。
- 本町には、障がい者のための社会資源が少なく支援体制が十分とは言えない状況です。
- 主な支援者(家族や身近な介助者)の高齢化が顕著で、今後、家族のみに依存した支援が難しくなることから、生活介護や短期入所、日中一時支援、児童デイサービスを活用し、介護者が安心して休息を取れる体制づくりや居場所づくり、さらに訪問等による働きかけを通じた身近な相談支援体制の充実が求められています。
- 障がい者の就労相談にはハローワーク等が応じていますが、障がい者の雇用は難しく、実際の雇用に結び付くものはほとんどありません。また、企業の障がい者枠も身体障がい者に比べ、知的・精神障がい者の雇用は少ないのが現状です。今後も障がい者の就労の場づくりに努める必要があります。

施策の方針

- 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、住民・団体・事業者等と連携し住み慣れた地域で安心して暮らすことができるやさしいまちづくりに取り組みます。
- 多様化する福祉ニーズに対応するため、障がい福祉サービスをはじめとした生活支援サービス、経済的支援など、障がいのある人を幅広く支える体制の充実に取り組みます。



①障がい福祉サービス等の充実

- 障がい福祉サービスの周知促進と事業者情報を含めた情報提供、日常生活の困りごとから緊急時における相談支援の充実のための相談員の確保と質の向上を図ります。
- 障がい福祉サービスの適切な提供ができるよう、提供体制の充実・強化を図ります。
- 障がい児の発達段階に応じ、切れ目なく必要な支援や見守りが受けられる体制づくりを進めます。

②多様な活動の場づくり

- 障がいの有無に関わらず、住民がさまざまな形で文化・芸術、スポーツに参画できるような活動を推進します。
- 有明圏域の2市4町では、「相談支援」をはじめとする関係機関のネットワーク構築や、広域的な障がい福祉サービスの充実を図れるよう、取組を行っています。今後も機能の充実のため、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」の中で、運用状況の検証や課題の検討を行います。

③相談支援体制の充実

- 多様化する相談内容(自殺予防、精神、生活困窮、障がい者虐待など)に対して、社会福祉協議会と連携するとともに、今後、新たな障がい者の雇用の場として就労支援事業所(A型)の設置に向けて取り組みます。

基本目標Ⅳ

地域の特性を生かした、活力と魅力にあふれるまちづくり

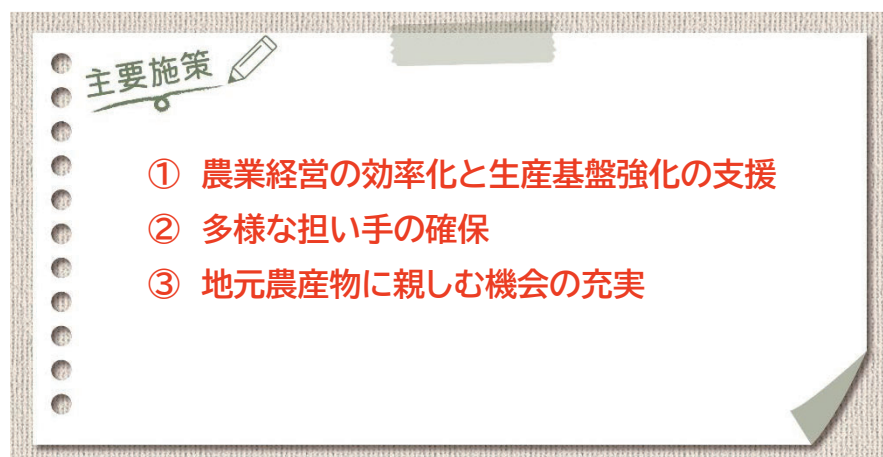
Ⅳ-1 農業の振興

現状・課題

- 「みかん」や「ハニーローザ」をはじめとした果樹栽培が盛んな本町の農業においては、農業従事者の高齢化と後継者不足等により、さらなる耕作放棄地等の増加が予測されます。
- 若手農家団「ぎょくだん」による玉東町農産物のPR活動は、地域に活力を与えています。また、新規就農もわずかに増えていますが、さらなる多様な担い手の確保が必要となっています。
- スマート農業*の導入や生産基盤の保全、近代化施設整備等により、生産性・収益性の向上を図る必要があります。
- 有害鳥獣による農作物等への被害は、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加の要因となることから、地域の実状に即した効果的な被害防止対策が求められています。

施策の方針

- 活力と賑わいのある農業を実現するため、意欲と能力のある担い手の確保・育成を図るとともに、農産物の生産性の向上や高付加価値化等による収益性の向上を促進します。
- 農業の良好な活動基盤を継承するため、地域の特性を生かした農村集落環境の保全を図ります。



①農業経営の効率化と生産基盤強化の支援

- 果樹が盛んである玉東町の農業特性に見合ったスマート農業※技術を導入・検討し、農作業の省人化や高品質生産等を推進し、農業のさらなる発展を目指します。
- 耕作放棄地の増加に歯止めをかけ優良農地の確保と有効利用を進めるため、農業者が話し合いに基づき地域農業における中心経営体や地域農業のあり方などを明確化した「地域計画」の実行に取り組めるよう、農業者への支援を推進します。
- 地域計画における目標地図達成に向け、農地バンク等を活用し、認定農業者等への農地の集積・集約を推進します。
- ほ場※・農道等の農業生産基盤の整備を行い、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図ります。
- 鳥獣害対策を進めるため、ICT(情報通信技術)※を活用した新たな鳥獣被害対策を推進します。
- 耕作不適・耕作不便などやむを得ない事情によって耕作放棄されたため自然潰廃した土地で農地への復旧ができないと認められる土地は、農業委員会による非農地判定により農家台帳からの除外を行います。

②多様な担い手の確保

- 農業後継者の確保・育成を図るとともに、意欲ある認定農業者や農業生産法人、集落営農組織等への支援を行います。
- 持続可能な農業を目指し、農業次世代人材投資事業を活用し他産業からの若手就農者等の新規就農者の確保に向けて、関係団体と連携した支援体制や環境づくりを進めます。

③地元農産物に親しむ機会の充実

- 学校給食において「地産地消」にこだわった食材の調達を行い、児童・生徒が地元農産物に親しむ日常を創ります。
- ハニーローザ収穫祭を継続し、さらなるハニーローザへの需要喚起に努めるとともに、まちの知名度向上を図ります。
- 「ハニーローザ」等農産物を加工した特産品の開発、販売促進により、本町の農業を身近に感じる機会を創出します。



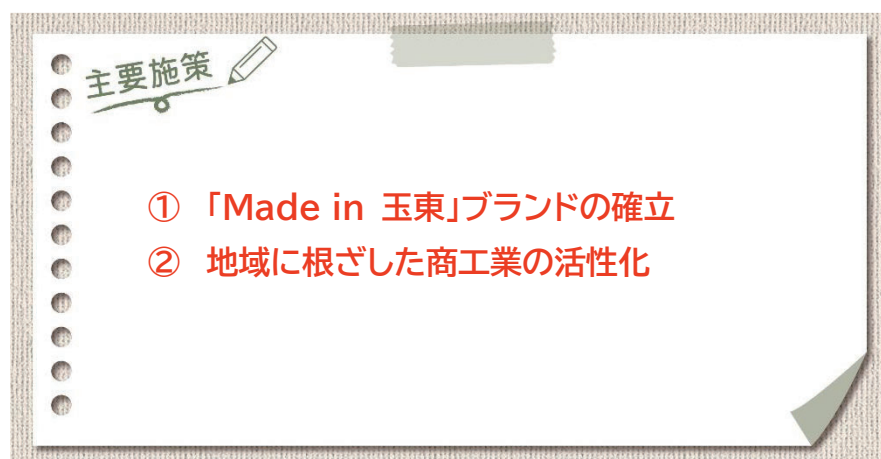
IV-2 玉東ブランドと商工業の振興

現状・課題

- さまざまな地域資源を活用や農商工連携の推進による農産物の加工等を通じた農産物の高付加価値化の促進を図るなど、所得の向上への取組が求められます。
- 観光拠点施設である「ぷらっとぎょくとう」の機能強化に加え、現在休業中の「ゆめ・ステーション・このは」の利活用を行い、木葉駅前空間の賑わい創出につなげていく必要があります。
- 生活していく上で必要な食料や日用品を町外で調達する人が増えたことにより、地元消費に支えられていた商店の活力が衰退しています。空き店舗対策など、地域の特性に応じた商業の振興が求められています。
- 小売店や小規模事業者の経営状況やニーズに対応した経営支援体制の充実が求められています。

施策の方針

- 農産物・加工食品等のそれぞれの分野において、玉東らしい付加価値の高い商品を作り出すと同時に、町内外でPRを行い、さらにブランド力を高める取組を推進します。
- 地域産業の持続的な発展と経済の活性化を図るため、地域の商業・工業等を支える中小企業の経済活動を支援します。



①「Made in 玉東」ブランドの確立

- ふるさと納税の返礼品に地元の農産物を積極的に活用し、地場産業の育成と農業生産者の支援を行います。
- 「ぷらっとぎょくとう」で取り扱うハニーローザの加工品や「ぎょくだん」の農産物をブラッシュアップし、玉東ブランドとして町内外に情報発信します。
- 地域資源を生かした加工品の開発や観光等との連携により、新たなビジネスモデルを創出します。
- 「ゆめ・ステーション・このは」を木葉駅前活性化の拠点と位置付け、出荷協議会や生産者と連携し、売り込みの強化を図ります。
- 生産者や地域産業と連携した新たな商品開発や販路開拓に向けた取組と、玉東ならではの感じることができる飲食提供に向けた取組を支援します。



②地域に根ざした商工業の活性化

- 町内に住んでいる人が町内事業所での購買意欲を高めるための施策を行い、商工業の活性化につなげます。
- 小規模事業者の持続的発展支援のための「経営発達支援計画」に基づき、玉東町商工会と行政が一体となり経営課題の根本的な解決に向けたサポートを行います。
- 駅を中心としたまちづくりをさらに推進するために、周辺商店の集客向上につながる取組を関係機関と連携の上で実施します。
- 地域の創業を促進させるため、商工会と連携しサポート体制の強化を図るとともに必要な支援策を講じます。
- 本町の資源を生かした創意工夫による地場産業の振興を推進し、地域経済の自立促進につなげます。
- 事業継承支援などにより地域経済を支える地元企業へ支援を行います。

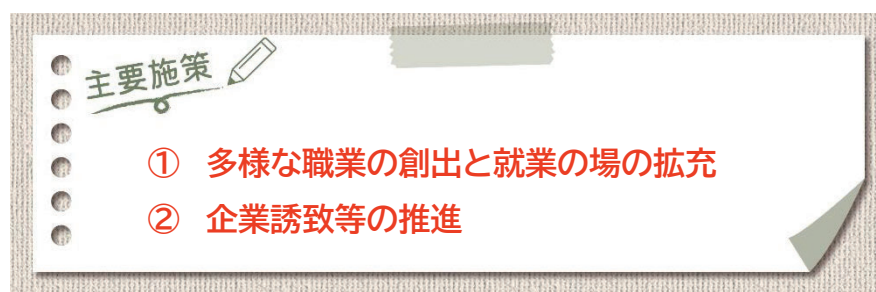
IV-3 雇用の創出

現状・課題

- 本町は、地形の面から大規模な工場用地等の取得が難しく企業誘致の足かせとなっていますが、近隣市町への世界的半導体企業の進出による機運の高まりを生かした戦略が必要です。
- 地域の雇用を安定させ持続的な経済成長を実現するためには、若年層の地元への回帰から定着までを推進し、労働力を確保することが必要です。
- 女性や高齢者が社会で活躍できる取組を強化し、多様な生き方や働き方を実現していくことが求められています。

施策の方針

- 新たな産業の創出を推進することで就業機会の拡充を図るとともに、関係機関と連携し、地元への就業意欲の向上を促進します。
- 若者や女性、障がい者、高齢者等、誰もが働きやすい良好な就業環境を整備するための広報活動に努めます。
- 空き家・空き地の状況を把握し、企業のサテライトオフィス*としての活用を促すなどの取組方法も視野に入れ、好機を逃さない雇用の創出策を模索します。



①多様な職業の創出と就業の場の拡充

- UIJターン※者への支援を強化することにより、就業人口の拡充を促進します。
- 女性や若者、高齢者、障がい者等の就業機会を拡充するため、職業能力向上研修等の開催及び関係機関との連携強化や啓発活動を推進します。
- 玉名地域及び県内の企業ガイダンスを通じて地元で働く場があることを知らせるとともに、働くことへの意識向上を促進します。
- 商工会や関係機関等と連携し、創業希望者や事業承継の課題解決を支援します。
- 若者の定住に向けて新たな産業の誘致を推進します。

②企業誘致等の推進

- 企業誘致等に関する情報収集に努めるとともに、立地定着までを推進し、雇用の場の拡大と地域経済の活性化を目指します。

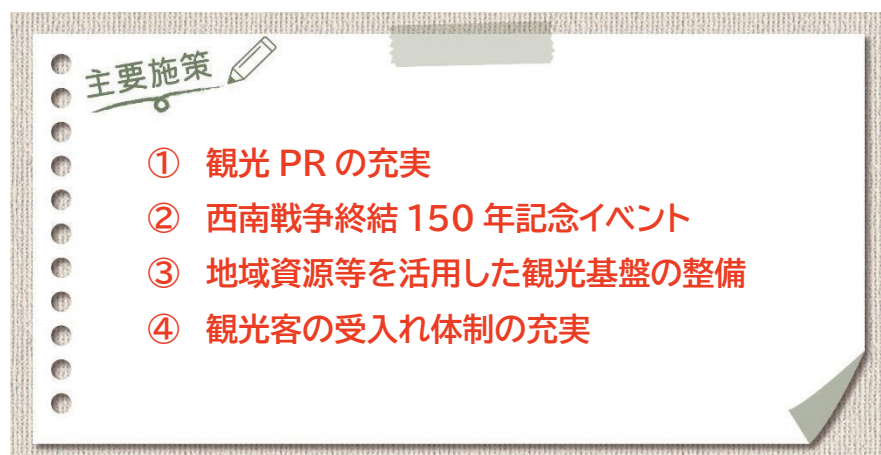
IV-4 地域特性を生かした観光の振興

現状・課題

- 本町には、西南戦争遺跡をはじめとする歴史的な名所・旧跡・文化財等が数多く残り、古くから歴史・文化のまちとして親しまれています。また、令和9年には西南戦争終結150年という大きな節目を迎えることから、国内観光客に加え、訪日外国人旅行者(インバウンド)に対しても本町の歴史的価値を発信していく好機となっています。
- 歴史・文化や、農村風景などを魅力ある観光資源として住民が意識し磨きあげていくために、明確なコンセプトに基づいた観光戦略を立てることが重要です。
- 旅行者のライフステージや趣味・嗜好に合わせた観光戦略づくりを行い、地域との交流により観光客がまた来たいと思うような魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の方針

- 地域住民や観光客の西南戦争への関心が高まるように、西南戦争終結150年に向けたさまざまな取組を推進します。
- 住民を含めた多様な主体との連携により、地域ぐるみで観光客を温かくもてなす体制の充実を図ります。
- 観光で訪れた人が地域住民と関わることにより、地域住民が誇りを持つことにつながる観光施策を展開します。
- 玉東に「住んでみたいと思う」新たな可能性を生み出すとともに、交流人口や関係人口*の増加による地域経済の活性化につなげるため、本町の自然、歴史・文化、農業等の多様な観光資源を活用した観光施策を推進します。



①観光 PR の充実

- 観光イベントでの情報発信、首都圏等でのセールス活動に加え、ホームページやSNS※等を活用し観光・イベント・グルメ・物産などの情報を発信することにより、本町の認知度向上を図ります。
- 国指定史跡西南戦争遺跡は、国内最後の内戦の地として唯一無二の地域資源であるため、町内全域の文化財や観光施設とあわせて積極的に町内外へのPRを行い、まちの魅力発信に努めます。



②西南戦争終結 150 年記念イベント

- 「西南戦争終結 150 年記念イベント」に向け、実行委員会で企画の検討を行うとともに、イベントを通じてまちの活性化を図ります。
- 西南戦争に関する講座や広報紙連載等により町民向けに情報発信を行い、西南戦争終結 150 年記念イベントに向けた町内の意識醸成を図ります。

③地域資源等を活用した観光基盤の整備

- 木葉山を活用したトレッキングやトレイルラン等の体験型観光をはじめ、年の神水源など本町固有の観光資源から観光地づくりの戦略に沿った環境整備や情報拠点の設置、移動手段の確保やイベント企画等の充実を図ります。
- 近隣市町と連携し、西南戦争における遺跡群の保存と同時に観光面での活用を図るため、「西南戦争遺跡フィールドミュージアム※構想」の実現に向けた取組を推進します。
- 国内外からのさまざまな観光客を受入れられるよう、多言語表記の案内看板の設置や観光施設の環境整備を推進します。
- ふれあい広場(オレンジ公園)をはじめ町内公園を観光資源の一部として利用するため、公園周辺地域の特性を生かした公園整備を行い、地域の観光振興を図ります。



④観光客の受入れ体制の充実

- 観光に関係する機関等が中心となって、地域資源を生かした観光客のおもてなし体制の充実を図ります。
- 「食」や「農業体験」などの新たな観光商品・メニューの開発を通じ、観光客の受入れ体制の強化を促進します。
- 地域ボランティアなどを含めた多様な主体による受入れ体制の育成・支援を図ります。

基本目標V

自助・共助・公助の連携で未来をつくるまちづくり

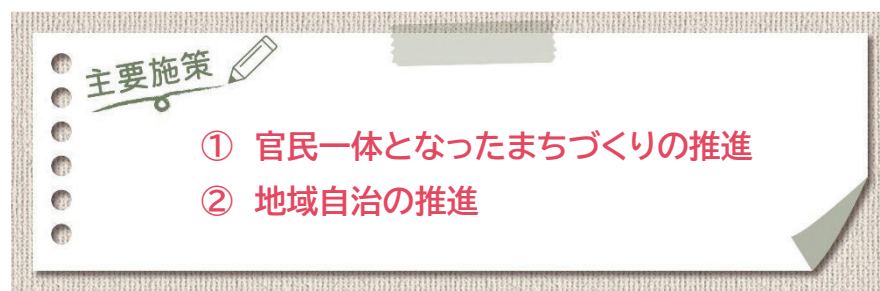
V-1 多様な主体と共創した魅力ある地域づくりの推進

現状・課題

- 住民活動をまちづくりにつなげるため、住民一人ひとりの自助・共助・公助[※]の機運を醸成していくことが必要です。
- 少子高齢化・人口減少などに伴い自治組織では担い手や後継者不足などの問題を抱えており、地域コミュニティの維持が課題となっています。

施策の方針

- 住民が主役のまちづくりを進めるため、住民の意向把握に加えて多様な主体による地域活動の活発化を図るとともに、住民と行政それぞれの役割を踏まえた共創による地域社会づくりを目指します。



①官民一体となったまちづくりの推進

- まちづくりに関するアイデアの具現化を図るため、地区懇談会をはじめとする各集いに幅広い年齢層への説明機会や情報交換の場を設け、行政情報を広くわかりやすく提供し住民ニーズに対応できるまちづくりと組織づくりを目指します。
- まちづくりに参加・参画する地域の団体等の活動を支援します。
- 行政や地域活動等に学生を含めた住民の参画・参加を促進し、活力あるまちづくりを推進します。
- PPP／PFI^{*}など民間企業がもつノウハウを生かした公共事業を導入し、官民連携による効率的・効果的なまちづくりを推進します。

②地域自治の推進

- 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という協働のまちづくりの理念のもと、地域の実情に応じて、住民による自主的な地域づくりを推進します。
- 地域課題の解決に向け、各自治組織を支援し、自立したまちづくりを推進します。
- 地域の現状を認識し、課題解決のため主体的に考え行動できる人材の育成を支援します。



V-2

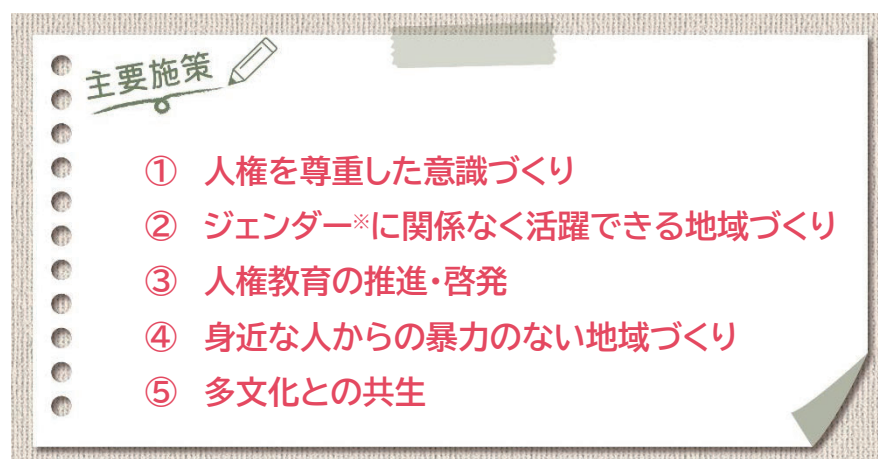
一人ひとりの人権の尊重と多様性を認め合う社会の実現

現状・課題

- さまざまな価値観を認め合うよう、人権を尊重し多様性に配慮する意識を醸成することが求められています。
- DV*が絶対に許されない行為であることを広く周知するとともに、被害者が相談しやすい体制の整備・充実が必要です。
- お互いの違いを受入れるなど人権意識を高めるために、人権について学習の機会を提供することが必要です。
- 外国人労働者の増加やウクライナ避難民の受入れにより、異国の人や文化に接する機会が増加していることから、在住外国人の権利保障や社会参画に向けた取組を進めていく必要があります。

施策の方針

- 男女共同参画社会、多様性を認め合う社会の実現のため、全住民が社会の対等な構成員として互いを尊重しともに責任をわかち合いながら、あらゆる分野で生き生きと活躍していける環境づくりを推進します。
- 玉東町に住む外国人居住者が安心して暮らせるよう、支援体制の強化を図り、町民との交流を通して多様な文化の相互理解を推進します。



①人権を尊重した意識づくり

- 固定的性別役割分担意識※を解消し、お互いを認め合い多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。
- 性別や年代、国籍等多様な視点で地域防災を考え、「避難所運営マニュアルづくり」や「ともに助け合う地域コミュニティ形成」など、災害時に備えた意識の醸成と具体的な取組を検討します。
- 男女共同参画社会や多様性を認め合う社会の実現に向けて、個々の特性に応じた心身の健康づくりを推進します。
- 地域でさまざまな困難を抱える人が日常に感じている不安や不便を軽減し、すべての人が自立した生活を送れるよう、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

②ジェンダー※に関係なく活躍できる地域づくり

- 労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度の活用など、全ての人々がともに暮らしやすい社会の実現を目指します。
- ワーク・ライフ・バランス※の実現に向けて取組を推進し、多様な人材がともに活躍する地域づくりを目指します。

③人権教育の推進・啓発

- 人権に関する相談窓口について周知するとともに、自分たちの身の回りにある人権課題について一人ひとりが意識して取り組んでいけるよう、人権教育の推進・啓発を計画的に行います。

④身近な人からの暴力のない地域づくり

- DV※を正しく理解し、個人のみではなく地域社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、さらには若年層への予防教育を推進します。
- 被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を発見し保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実など、さまざまな関係部局や関係機関との連携強化を図ります。

⑤多文化との共生

- ウクライナ避難民に対して、住環境等の生活支援、就労等支援を実施し、自立に向けた支援を推進します。
- 玉東町に住む外国人居住者が安心して暮らせるよう、外国人相談窓口の設置や日本語カフェ・教室の開催により、玉東町での生活を支援するとともに、交流イベントの開催等により外国にルーツをもつ方と町民との交流を図ることで、多様な文化を相互理解し、地域社会の構成員として共に生きる多文化共生を目指します。
- 外国人居住者へ継続的な支援ができるよう、庁内での組織化や民間と連携した支援体制の強化を図ります。

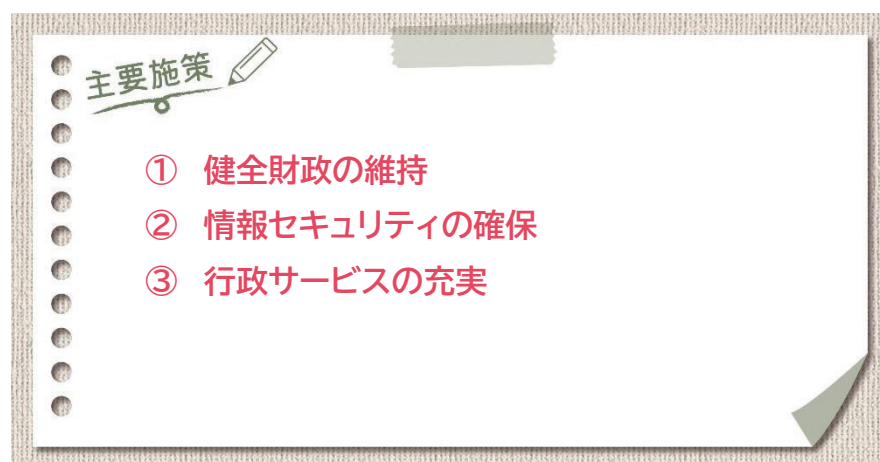
V-3 信頼される行政運営の推進

現状・課題

- 少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、社会環境の変化によって複雑化した住民ニーズや地域課題へ適切に対応するためには、縦割りの行政にとらわれず、より効果的かつ効率的な組織運営が求められています。
- 人口減少や少子高齢化の進展による経済の停滞等により、町税の減少や扶助費の増加が危惧されます。
- これまで整備された公共施設の老朽化への対応が必要です。
- 基金や、国庫支出金、交付税措置のある地方債等の財源を有効に活用しながら、今後も健全な財政を維持していく必要があります。

施策の方針

- 質の高い行政サービスを提供するとともに、健全な行政経営を推進します。また、機能的な組織管理体制を構築し、職員の能力向上を図ります。



①健全財政の維持

- 持続的な行政経営を推進するため、「公共施設等総合管理計画※」に沿って、公共施設等の総合的な管理・運営を図ります。
- これまでに検討された施策から優先となる施策を検討し、予算の重点配分を行います。
- 経営的視点に立ち、広告収入の拡充、ふるさと納税制度を適正に運用・活用し、自主財源の確保・充実を図ります。
- 税等の収納率の向上及び利便性の向上を図るため、コンビニ収納による対応を検討します。

②情報セキュリティの確保

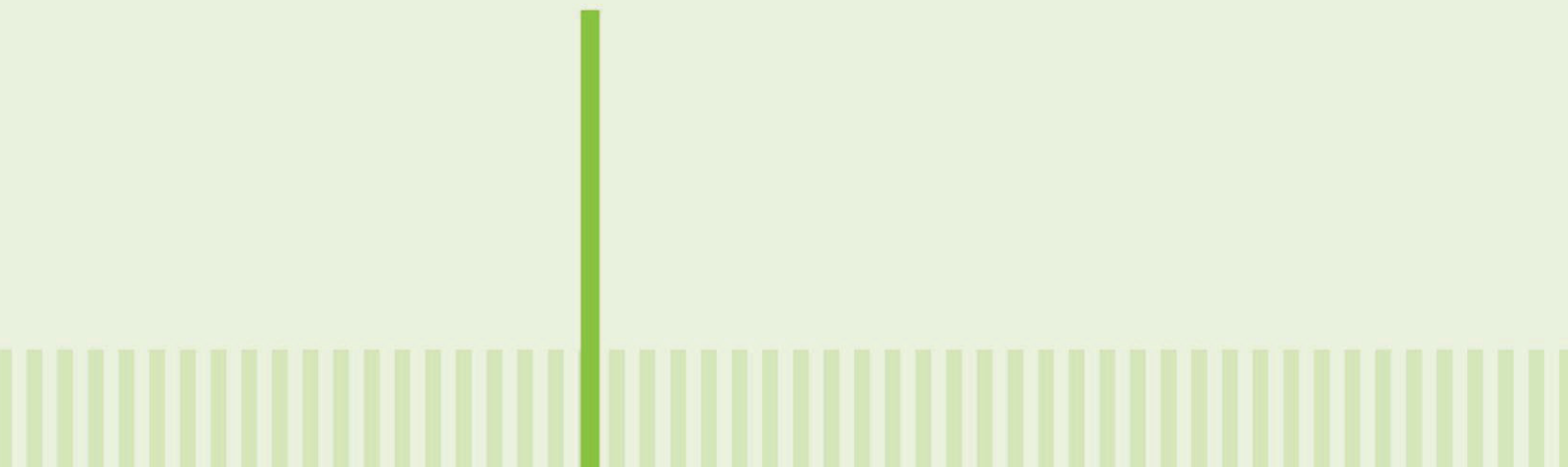
- 情報システム等の業務効率化等の取組にあたっては、個人情報の保護など情報セキュリティ対策を確実に実施します。

③行政サービスの充実

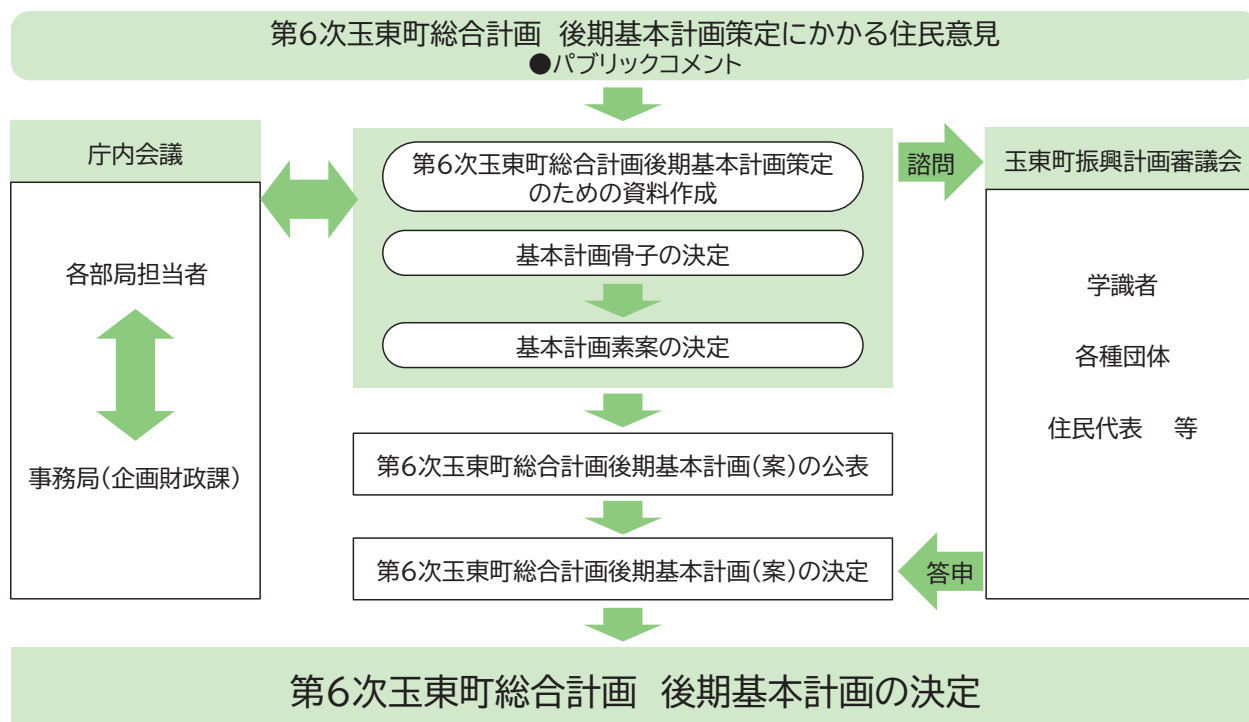
- さまざまなテーマでのグループ研修等を積極的に取り入れ、高い意欲と政策形成能力を持った職員の育成に努めるとともに、待遇知識の向上を図ります。
- 職員のコンプライアンスの徹底、資質の向上に努め、多様化・複雑化する住民及び行政ニーズに適切に対処します。
- 組織・分野ごとの縦割りをなくし、担当課を中心にそれぞれが庁内の実態や課題について把握するとともに、ワークショップ等を通して全庁連携による横断的な行政運営の充実を図ります。
- わかりやすい表現で見やすい広報紙、ホームページ等の充実など、さまざまな広報媒体の活用により、適切な情報提供を推進します。
- 熊本連携中枢都市圏※や玉名定住自立圏※の中での連携事業の検討を行い、有効な事業に取り組みます。
- 学校の授業や地域の懇談会での広報紙の活用や、スマートフォン等への議会インターネット中継(録画)の配信を検討します。
- マイナンバーカードの普及、オンライン申請、納税通知書の電子化等の ICT※を活用した公的サービスの充実と利用により、町民のサービス向上と行政業務の効率化を図ります。



資料編



(1) 計画策定体制



(2) 計画策定経緯

実施年月日	これまでの取組
令和7年7月23日	計画案の策定作業開始
令和7年8月6日	各部局に後期基本計画策定方針を通知
令和7年11月26日	第1回玉東町振興計画審議会
令和8年2月13日	第2回玉東町振興計画審議会
令和8年2月25日～3月11日	パブリックコメント

(3)玉東町振興計画審議会設置条例

平成12年3月13日

条例第25号

改正 平成17年12月16日条例第17号

平成29年3月6日条例第2号

玉東町振興計画審議会設置条例(昭和58年玉東町条例第8号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、玉東町振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、玉東町振興計画に関する事項を審議するため、玉東町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ玉東町の振興計画に関する事項について調査、審議を行う。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が任命する。

- (1) 町議会議員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 教育委員会の委員
- (4) 町内の公共的団体の役員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 町民で町長が必要と認めるもの

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、第3条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第17号)

(施行期日)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(4)玉東町第6次振興計画審議会委員名簿

(敬称略)

構成	役職	氏名	備考
玉東町議会	玉東町議会議長	松尾 純久	会長
教育委員会の委員	玉東町教育委員会会長	狩野 輝幸	副会長
学識経験を有するもの	熊本県県北広域本部玉名地域振興局長	坂口 啓介	委員
玉東町議会	玉東町議会総務・経済・建設常任委員長	坂村 勇治	委員
玉東町議会	玉東町議会厚生・文教・税務常任委員長	吉住 貞夫	委員
農業委員会の委員	玉東町農業委員会会長	鬼塚 忠正	委員
町内の公共的団体の役員	玉東町行政業務協力員代表	清田 義博	委員
町内の公共的団体の役員	オレンジクラブ連合会会長	福蔭 勝子	委員
町内の公共的団体の役員	玉東町商工会会長	金川 晃	委員
町内の公共的団体の役員	民生委員協議会会長	中尾 礼二	委員
町内の公共的団体の役員	JA 玉名玉東総合支所長	古財 一治	委員
町内の公共的団体の役員	肥後銀行玉東支店長	岩下 清美	委員
町内の公共的団体の役員	玉東町社会福祉協議会 事務局長	中嶋 範子	委員

(5) 諮問

玉東町振興計画審議会
会長 松尾 純久 様

玉東企財第 343 号
令和 7 年 11 月 18 日

玉東町長 前田 移津行

第 6 次玉東町総合計画後期基本計画について（諮問）
玉東町振興計画審議会設置条例（平成 12 年 3 月 13 日条例第 25 号）第 3 条
の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

1、第 6 次玉東町総合計画後期基本計画について

(6) 答申

玉東町長 前田 移津行 様

令和 8 年 3 月 12 日

玉東町振興計画審議会
会長 松尾 純久

第 6 次玉東町総合計画後期基本計画について（答申）
令和 7 年 11 月 18 日付け玉東企財第 343 号にて諮問された件について、審議
しました結果、別冊「玉東町第 6 次総合計画後期基本計画」のとおり答申いた
します。

(7)用語解説

◆ AI

Artificial Intelligence の略称で人工知能のこと。

◆ DV

ドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

◆ DX

デジタルトランスフォーメーションの略称で、ITを活用して、仕事やサービスの仕組み、組織のあり方をより良く変えていくこと。

◆ ICT(情報通信技術)

Information and Communication Technology の略称。情報や通信に関する技術の総称。インターネットやスマートフォン等を使って情報をやりとりする技術。

◆ PPP/PFI

PPP : Public Private Partnershipの略称。公的機関が提供してきた公共施設整備等の公共サービスに、民間の資金やノウハウを活用して公共施設の整備や運営を行う手法。
PFI : Private Finance Initiative (民間資金活用による社会資本整備) の略称。

◆ Uターン・Iターン・Jターン

Uターンは、地方に生まれ育った人が都市圏への進学や就業を経た後に再び地方の生まれ故郷に戻る。Iターンは、都市圏に生まれ育った人が、地方に移住すること。Jターンは地方に生まれ育った人が都市圏への進学や就業を経た後に生まれ故郷に近い地域に移住すること。

◆ SDGs

Sustainable Development Goals の略称。持続可能な世界を実現するため、17のゴール、169のターゲットから構成されている国際目標。

◆ SNS

Social Networking Service の略称。インターネット上で共通の趣味を持つ人達との交流を目的としたサービスの総称。

◆ Society5.0

情報社会 (Society4.0) に続く新たな社会のこと。AIやスマート技術、ビッグデータなどを活用し、経済発展と社会課題の解決を両立させ、より質の高い生活を実現する新しい社会の姿。

◆ 2040年問題

日本の高齢者人口 (65歳以上) がピークになるとされる年。団塊ジュニア世代 (1971~1974年生まれ) が高齢者となり、65歳以上が約4,000万人に達すると推定。

◆ 空き家バンク

空き家の情報を登録・公開し、利用希望者とつなぐ仕組み。

◆ 核家族

夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯や父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯のこと。

◆ カーボンニュートラル

二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすること。

◆ 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

◆ グローバル

世界的な規模であるさま。また、全体を覆うさま。包括的。

◆ ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、適切な支援につなぐことができる人。

◆ 健康寿命

WHOが提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

◆ 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

◆ 交通弱者

自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。

◆ 公共施設等総合管理計画

まちの公共施設を長期的にどのように維持・更新していくかを定めた計画。

◆ 国勢調査

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、5年ごとに実施。年齢別の人口、家族構成、働いている人や日本に住んでいる外国人などの結果を提供している。

◆ 国土強靱化地域計画

大規模災害に備え、被害をできるだけ小さくし、早く復旧できるようにするためのまちの防災計画。

◆ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

◆ コワーキング

異なる業種や所属の人々がオフィスや会議室等の設備を共有しながら、独立して仕事を行う働き方。

◆ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、町の収入と必要な経費を比較して算出される数値。

◆ サテライトオフィス

勤務者が遠隔勤務をできるよう通信設備を整えたオフィス、または別の場所に設置された小規模のオフィスのこと。

◆ 自主防災組織

地域の人々が、災害等からまちを守るために、主に町内会が母体となって日頃から自主的に連携して防災活動を行う任意の団体のこと。

◆ 自助・共助・公助

自助とは自分で自分を助けること。共助とは、企業や地域コミュニティで共に助けあうこと。公助は行政機関による支援や施策。

◆ ジェンダー

性別に関する社会的・文化的な役割や意識のこと。男女に限らず多様な性のあり方を含めて考える言葉。

◆ 自然減

死亡数が出生数を上回ること。

◆ 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額が、財政規模に対してどれくらいの割合を占めているかを示す指標。

◆ 社会増

転入者数が転出者数を上回ること。

◆ 社人研

国立社会保障・人口問題研究所の略称。

◆ 受援計画

災害時に外部からの支援（他自治体やボランティアなど）を円滑に受入れるための計画。

◆ 循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

◆ スクールソーシャルワーカー

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。

◆ スマート農業

ICTやロボット技術などを活用して効率化を図る新しい農業の方法。

◆ 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、ともに創っていく社会を目指すこと。

◆ 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。

◆ 地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

◆ 地域防災計画

災害が起きた時の対応や役割分担などを定めた町の基本的な防災計画。

◆ 地域優良賃貸住宅

子育て世帯や高齢者等、住まいの確保に配慮が必要な世帯を対象にした賃貸住宅。所得制限が比較的緩やかで、より幅広い人が利用しやすい。

◆ 地方創生

東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持すること。

◆ 定住自立圏

中心市と周辺市町が連携し、生活機能を確保するための広域連携の仕組み。

◆ デマンド交通

電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態。

◆ 避難行動要支援者

災害が発生した際、または災害が発生するおそれがある場合、自ら避難することが困難で、円滑・迅速な避難のために特に支援を要する人。

◆ フィールドミュージアム

博物館を従来の「箱もの」に展示物が入っているというスタイルではなく、地域の自然や歴史、人々の営みそのものを「屋外の博物館」と捉え、学びや観光などに活用する構想。

◆ プッシュ型

申請を待つのではなく、必要な人に行政から積極的に情報や支援を届ける取組。

◆ ほ場

農作物を栽培するための場所のこと。水田や畑（普通畑・樹園地・牧草地）などを包括する言葉。

◆ ライフライン

ガスや水道、電気など、日常生活に必要な線や管で結ばれたシステムの総称。

◆ リモートワーク

ICT（情報通信技術）を活用し、オフィスに出勤せず、自宅やコワーキング※スペース等の遠隔地で業務を行う働き方。

◆ 連携中枢都市圏

中心となる都市と周辺自治体が協力し、経済や医療などの機能を強化する広域連携の仕組み。

◆ ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、実現に向けて官民一体となった取組が進められている。仕事と生活の調和が実現することにより、男性も女性もあらゆる世代の誰もが仕事や子育て、介護、自己啓発、地域活動などさまざまな活動を自分の希望するバランスで展開でき、仕事の充実と仕事以外の生活の充実が好循環をもたらすとされている。

(8)SDGs と総合計画の分野別関連表

SDGs		基本目標				
		I	II	III	IV	V
	1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	●	●	●		●
	2 飢餓をゼロに 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する				●	
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	●	●	●		●
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		●			●
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		●			●
	6 安全な水とトイレを世界中に すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	●				
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	●				
	8 働きがいも経済成長も すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する			●	●	●
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る	●	●	●	●	●
	10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する		●	●		●
	11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	●	●	●	●	●
	12 つくる責任つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する				●	
	13 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	●				
	14 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	●			●	
	15 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	●			●	
	16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する		●	●		●
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		●	●	●	●

第 6 次玉東町総合計画 後期基本計画 2021.4-2031.3

発行年月 令和 8 年 3 月

発 行 熊 本 県 玉 東 町 (企 画 財 政 課)

〒869-0303 熊 本 県 玉 名 郡 玉 東 町 大 字 木 葉 759 番 地

TEL (0968) 85-3188

FAX (0968) 85-3116



玉東町